

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定庁内検討会設置要領

令和6年8月8日
6 葛都都第456号
都市整備部長決裁

(設置)

第1条 (仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会設置要綱(令和6年8月7日付け6葛都都第435号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会は、要綱第2条に掲げる事項、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会が必要と認める事項の調整及び検討を行うものとする。

(構成)

第3条 庁内検討会は、別表(第3条関係)に掲げる職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長等)

第4条 庁内検討会に、会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、庁内検討会を代表し、会議を総括する。

4 副会長は、都市施設担当部長の職にある者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 庁内検討会は、会長が招集する。

2 庁内検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内検討会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内検討会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年8月8日から施行する。

(有効期限)

2 この要領は、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プランが策定された日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

（仮称）葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定庁内検討会委員名簿

職名	所属	役職
会長	都市整備部	都市整備部長
副会長	〃	都市施設担当部長
委員	政策経営部	政策企画課長
委員	施設部	施設管理課長
委員	地域振興部	危機管理課長
委員	産業観光部	産業経済課長
委員	環境部	環境課長
委員	〃	緑と花のまち推進担当課長
委員	都市整備部	調整課長
委員	〃	かわまちづくり担当課長
委員	〃	道路管理課長
委員	〃	道路補修課長
委員	〃	公園課長

葛飾区の水と緑に関する概況データ

目次

1	上位・関連計画	1
	（1）国の動向	1
	（2）東京都の動向	7
	（3）区の上位関連計画における関連施策	14
2	葛飾区の概況	25
2-1	社会的条件	25
	（1）区的位置・地勢	25
	（2）人口・世帯数	26
	（3）将来人口	28
	（4）土地利用	29
	（5）道路・交通	30
	（6）災害リスク	31
	（7）まちづくり事業（地区計画）	33
2-2	自然的条件	34
	（1）気温・降水量	34
	（2）地形	35
	（3）河川・水路	36
	（4）動植物	36
3	水と緑の現状	37
3-1	葛飾区の緑と水の成り立ち	37
3-2	葛飾区の緑と水の分布	39
	（1）緑被率と緑被の内訳	39
	（2）みどり率	42
	（3）緑の増減要因	43
3-3	公園	45
3-4	道路の緑	47
3-5	緑の保全	48
	（1）保存樹木・保存樹林	48
	（2）都市農地	49
	（3）風致地区	51
3-6	緑化	54
	（1）緑化計画	54
3-7	水辺の保全と活用	55
	（1）水辺の保全	55
	（2）水辺の活用	57
3-8	区民の活動	59
	（1）花いっぱいのもちづくり活動の活動場所	59
	（2）グリーンバンク登録制度	60
	（3）公園等の自主管理	60
	参考「葛飾区の現況」令和6年度版より抜粋	61

1 上位・関連計画

(1) 国の動向

① グリーンインフラに関する動向

<グリーンインフラ推進戦略 2023 (令和5年9月)>

- ・グリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改訂し、新たな「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定。
- ・新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを旨とし、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ。



グリーンインフラ推進戦略 2023 の概要

出典：国土交通省資料

<グリーンインフラ実践ガイド（令和5年10月）>

- ・国土交通省では、地域におけるグリーンインフラの実装を促進することを目的に、行政計画へのグリーンインフラの位置づけや、官民連携・分野横断による事業の実施手法等のプロセスを豊富な事例とともに分かりやすく示した「グリーンインフラ実践ガイド」を令和5（2023）年10月に公表。
- ・本ガイドでは、グリーンインフラの実践を目指す地方公共団体をはじめとした多様な地域主体に向け、グリーンインフラの基本的な考え方や主な取組、まちづくり・公園・道路・河川・港湾・海岸などの様々な場面における実践のポイントから、グリーンインフラの取組が様々な社会課題の解決につながることや、具体的な取組・手法について解説。



都市部におけるグリーンインフラの取組・手法

出典：国土交通省 グリーンインフラ実践ガイド

<緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（令和6年6月）>

- ・国内外の事例・研究の収集等を踏まえ、市区町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠等を整理。
- ・緑の基本計画にグリーンインフラの考え方をどのように取り入れればよいか、想定される主な地域課題（雨水流出抑制・浸水軽減、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、にぎわい創出）について、検討イメージと参考例を提示。

緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）における
グリーンインフラの考え方

**『地域課題の解決に向け、以下の点を踏まえた戦略的計画に基づき、
多様な機能が発揮される緑』**

- 緑の機能が地域課題の解決にどの程度寄与しうるかを把握した上で、地域のニーズに応じて緑の機能をどこにどの程度導入すべきかの空間分布を検討するとともに、効果の把握や施策へのフィードバックを行う
- 地域の実情に応じ、広域的な観点を踏まえ、都市・地域全体や流域全体を検討対象として捉える
- 他分野の専門性を活かした連携、企業や市民の活力による保全・整備・創出・維持管理・利活用の可能性を検討する

出典：国土交通省 緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）

②都市公園を中心とする緑とオープンスペースに関する施策

<平成 29（2017）年の都市緑地法、都市公園法の改正の概要>

- ・平成 26 年に設置された「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において、これからのまちづくりに対応した都市公園政策のあり方について、「①ストック効果をより高める」「②民との連携を加速する」「③都市公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 つが重視すべき観点としてとりまとめられたことを踏まえ、平成 29 年の都市公園法改正により公募設置管理制度(Park-PFI)や協議会制度等、都市公園に関する新たな制度を創設。

	主な改正点
都市緑地法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間による市民緑地の整備を促す市民緑地認定制度の創設 ・ 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充（緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度） ・ 市区町村が策定する緑の基本計画（緑のマスタープラン）の記載事項の拡充（都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み）等
都市公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設 ・ PFI 事業の設置管理許可期間の延伸 ・ 占用物件への保育所等の追加 ・ 公園の活性化に関する協議会の設置 ・ 都市公園の維持修繕基準の法令化（公園施設全般にかかる措置、遊具の点検頻度）等

出典：国土交通省 都市緑地法改正のポイント、都市公園法改正のポイント を基に作成

<「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言（令和 4 年 10 月）>

- ・平成 29 年の都市公園法改正から 4 年が経過し、多様な主体の連携により都市公園のハード面の充実を図る制度の活用は一定程度進み、先進的・効果的な事例もある一方で、より柔軟に都市公園を使いこなすための公園の管理運営に関しては、依然として課題があること、社会経済状況の変化を踏まえた公園の新たな役割への対応も求められていることから、都市公園の柔軟な管理運営のあり方に焦点を当て、取組の方向性のとりまとめを実施。

	施策の方向性	
重点戦略	【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする	[1]グリーンインフラとしての保全・利活用 [2]居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり
	【2】 しなやかに使いこなす「仕組み」ととのえる	[3]利用ルールの弾力化 [4]社会実験の場としての利活用
	【3】 管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる	[5]担い手の拡大と共創 [6]自主性・自律性の向上
横断的方策としての「公園 DX」	[7]デジタル技術とデータの利活用	

出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（概要） を基に作成

③河川に関連する施策の動向

<河川空間のオープン化（利活用の推進）とかわまちづくり>

- ・平成 23（2011）年に河川空間の利用に係る規則（河川敷地占用許可準則）が緩和され、河川敷地において、地域の合意を得たうえで、民間事業者による営利活動等の利用が可能となり、ミズベリングや水辺で乾杯等の活動をきっかけに全国に取組が拡大。
- ・こうした動きを受け、国は、河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取組である「かわまちづくり」の計画作成に民間事業者等が参画できるよう、支援制度を平成 28（2016）年度に改定。

<流域治水の取組>

- ・流域治水は、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
- ・過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めるもの。
- ・都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用することも流域治水の取組の一つであり、令和 3 年には特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律により、特別緑地保全地区の指定対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加。

④都市農地に関連する施策の動向

- ・平成 27(2015)年 4 月に都市農業振興基本法が制定されたことを受け、平成 28(2016)年 5 月に都市農業振興基本計画を閣議決定し、都市農地を「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置づけを大きく転換。
- ・平成 29（2017）年 5 月には生産緑地法、都市計画法等が改正され、都市農地の保全のための様々な制度措置を実施。
 - 生産緑地地区の面積要件の引き下げ（下限面積を地域の実情に応じて、条例により 300 m²から 500 m²未満の範囲で設定可能） [生産緑地法]
 - 直売所、農家レストラン等に係る生産緑地地区内における行為制限の緩和 [同上]
 - 生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、買取り申出可能時期を 10 年延長できる特定生産緑地制度を創設 [同上]
 - 田園住居地域の創設 [都市計画法・建築基準法]
- ・都市農地を対象とし、農地法の法定更新制度を適用除外とする新たな貸借制度である「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が平成 30（2018）年に成立、施行され、生産緑地の貸借を行いやすいよう制度を整備。

⑤生物多様性に関連する施策の動向

<第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月）>

- ・生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。
- ・新たな世界目標である「昆明・モントリを回る生物多様性枠組」の達成に向けて必要な事項、世界と日本のつながりの中での課題、国内での課題を踏まえ、日本において取り組むべき事項を示すもの。
- ・「2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、次の政策の重要性を強調。

<新たな国家戦略のポイント>

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた社会の根本的な変革
- ・「30by30 目標」の達成に向けた取組により、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組など、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進

出典：環境省 昆明・モントリオール生物多様性枠組— ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標 —

(2) 東京都の動向

①都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）

- ・平成 28（2016）年 9 月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040 年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示すものとして策定。

<緑・水辺に関連する都市の将来イメージ「戦略 06 関連 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」に関する政策方針>

「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない。これを大きな原則として、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出する」

<葛飾区が含まれる新都市生活創造域、中枢広域拠点域の将来像>

【中枢広域拠点域の将来像】

新 小 岩：駅前広場や自由通路の整備、安全で快適な歩行者空間の形成、交通結節機能の強化、商業を中心とした機能の集積が進み、利便性の高い拠点が形成されています。

立 石：道路と鉄道との立体化や駅前広場の整備と併せ、土地の有効利用により、商業、文化、行政などの施設が集積し、地域の魅力を生かしたにぎわいや交流の生まれる拠点が形成されています。

綾瀬・亀有：駅周辺では、土地の有効利用により機能更新が進み、商業、文化、居住などの機能が集積した、活力と潤いのある拠点が形成されています。また、文化やアニメなどの地域資源を生かした地域主体の取組が行われ、にぎわいや交流が創出されています。

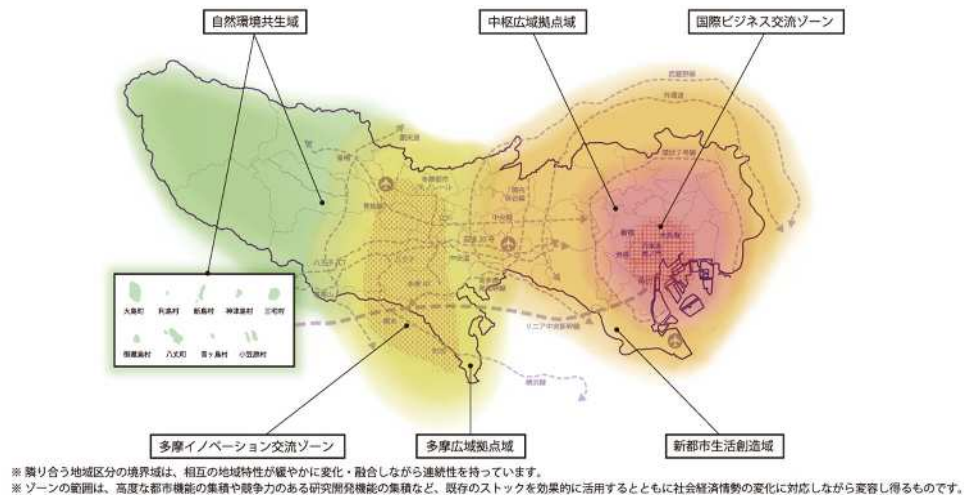
【新都市生活創造域の将来像】

金町・新宿：土地利用の転換や道路整備により、商業等の生活利便施設や教育施設などの集積、歩行者ネットワークの充実が進むとともに、大学との連携により活性化され、交流の生まれる拠点が形成されています。

柴 又：柴又帝釈天や歴史的建造物を中心とした親しみある景観の保全が図られ、歴史的な街並みの魅力を生かしたまちなかの回遊性が向上し、にぎわいと活力に満ちたまちが形成されています。

高 砂：道路等の都市基盤の整備や都営住宅の建替えなどを契機に、駅前広場の整備や土地の高度利用が進み、商業や居住を中心とした機能が集積し、回遊性と利便性の高い複合市街地が形成されています。

出典：都市づくりのグランドデザイン



4つの地域区分と2つのゾーン構造

出典：都市づくりのグランドデザイン

②東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月 東京都）

- ・都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を示すものとして策定。

<目指すべき将来像>

- ・広域的には、概成する環状メガロポリス構造を更に進化させ「交流・連携・挑戦の都市構造」を実現
 - ⇒ 人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保し、イノベーションの源泉となる「挑戦の場」を創出
- ・身近な地域では、おおむね環状7号線外側の地域において、集約型の地域構造へ再編
 - ⇒ 地域特性に応じた拠点(中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点、枢要な地域の拠点、地域の拠点、生活の中心地)を育成
- ・拠点ネットワークの強化とみどりの充実
 - ⇒ 拠点の位置付けを再編するとともに、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、各地域が競い合いながら新たな価値を創造していくなど、地域の特性に応じた拠点等の育成を適切に進めていく
 - ⇒ 厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、都内全域でみどりの量的な底上げと質の向上を推進

出典：東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

③東京が新たに進めるみどりの取組（令和元年5月 東京都）

- ・「都市づくりのグランドデザイン」（平成29年9月）で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守るとともにあらゆる場所に新たな緑を創出していくため、都の関係局による検討を経て、東京が進めるみどりの取組をまとめたもの。

<東京が目指すみどりの目標 -2040年代->

「都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）」で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とする

<4つの方針のうち、葛飾区に関連する事項>

- ・方針Ⅰ「拠点・骨格となるみどりを形成する」

取り組むべき主要施策として環七周辺から環八周辺の緑のネットワークの充実を掲げており、周辺区部9区（大田、世田谷、中野、杉並、板橋、練馬、足立、葛飾及び江戸川）における土地区画整理事業を施行すべき区域においては、地域の特性に応じて、緑化率を定める地区計画などを活用し、良好な市街地の形成を誘導していくことを提示。

- ・方針Ⅱ「将来にわたり農地を引き継ぐ」

都市農地が生産の場であることに加え、防災や環境面でも重要な役割を持つという視点から、農地を保全するために農的空間を都市の中の魅力のある貴重な資源として活用していくことが示されており、生産緑地地区の指定と保全、市民農園への活用、営農支援、防災協力農地への活用等、まちづくりの中で“緑地としての農地”を緑の基本計画に位置付けることを促進。

<p>方針Ⅰ 拠点・骨格となるみどりを形成する</p> <p>◇みどりの拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定し、新たな優先整備区域を設定することにより、公園・緑地の整備を推進 ・民間開発の機会を捉え、都市開発諸制度等の活用によりみどりを創出 など 	<p>◇みどりの軸の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑確保の総合的な方針」を改定し、東京の緑の骨格となる崖線、丘陵地、河川などで守るべき緑を新たな確保地に位置付け保全を促進 など <p>◇環七周辺から環八周辺の緑のネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環七周辺から環八周辺の防災に資する大規模公園の整備推進により、緑のネットワークを形成 など
<p>方針Ⅱ 将来にわたり農地を引き継ぐ</p> <p>◇営農継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定から30年を迎える生産緑地を特定生産緑地に指定 など <p>◇農地の貸借の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地をあっせんする取組を強化 など <p>◇公による生産緑地の買取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地公園補助制度 など 	<p>◇まちづくりに農地の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」の改定時期を迎える区市町村に対し、農地保全に向けた技術的支援を実施 <p>◇生産緑地の保全・活用に向けた更なる検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産緑地の保全・活用に関する検討会」において、農地・農的空間の保全・活用について検討 <p>◇田園住居地域の指定などによる都市農地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園住居地域の指定促進 など
<p>方針Ⅲ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る</p> <p>◇みどりの量的な底上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化地域の市街化区域全域への指定を目指す <p>◇質の高いみどりの創出・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地認定制度の活用促進 	<p>◇生物多様性に配慮したまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園や自然公園などを多様な生物が生息・生育できるエコロジカル・ネットワークの拠点にするとともに、動植物園とも連携し生物多様性の保全、普及啓発を促進する など
<p>方針Ⅳ 特色あるみどりが身近にある</p> <p>◇公共が保全・創出するみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において景観に寄与する壁面緑化等を推進 など 	<p>◇民間が創出するみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの計画書」を活用した緑化誘導により、質の高い緑化を推進 など

東京が新たに進めるみどりの取組の概要

出典：東京が新たに進めるみどりの取組[概要]

④緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月改定）（令和2年7月 東京都・特別区・市町村）

- ・減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等を、計画的に推進していくことを主な目的として、都と区市町村（島しょを除く。）が合同で策定し、令和11（2029）年度までの10年間に確保することが望ましい緑（確保地）を公表。

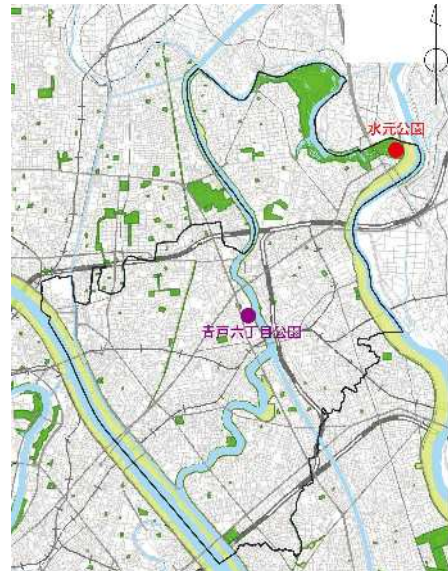
<葛飾区内について位置づけのある事項>

既存の緑を守る方針	確保地	生産緑地（193か所・26.22ha【策定時】）
	確保候補地	該当なし
緑のまちづくりへの取組 まとまった緑が創出されるまちづくり事業		市街地再開発事業・高度利用地区 東金町一丁目（約5000㎡）

出典：緑確保の総合的な方針（改定）を基に作成

⑤都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）（令和2年7月 東京都・特別区・市町）

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針」は、東京都と区市町が都市計画公園・緑地の整備に一体となって取り組むため、都と区市町が合同で策定し、令和11（2029）年度までの10年間に優先的に事業を進める予定の「重点公園・緑地」を選定し「優先整備区域」を提示。



東京都都市計画公園・緑地の整備方針
重点公園・緑地の位置を基に作成

<葛飾区内について位置づけのある事項>

- ・重点化を図るべき公園・緑地
水元公園（東京都事業）
青戸六丁目公園（葛飾区事業）

⑥東京農業振興プラン（令和5年3月）

- ・平成29年の前プラン策定以降の農業を取り巻く環境の変化、都市農業振興に関する制度改正、都民の価値観の多様化と新たなニーズなどを踏まえ、将来を見据えた実効性のある農地保全や農業経営への支援が必要となっていることから、都が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示すため策定。

<5つの柱>

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1.担い手の確保・育成 | 2.稼ぐ農業経営の展開 |
| 3.農地の保全・活用 | 4.持続可能な農業生産と地産地消の推進 |
| 5.地域の特色を活かした農業の推進 | |

出典：東京農業振興プラン

⑦東京都生物多様性地域戦略（令和5年4月）

- ・昆明・モンテリオール生物多様性枠組や、生物多様性国家戦略 2023-2030 を踏まえ、大都市東京ならではの2050年の目指すべき姿を示し、将来像の実現に相応しい2030年目標、3つの基本戦略と行動目標、10の行動方針を設定。

<p><基本理念></p> <p>自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す</p> <p><2030年目標></p> <p>自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、<u>生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現</u></p> <p><3つの基本戦略></p> <p>I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ</p> <p>II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす</p> <p>III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる</p>
--

出典：東京都生物多様性地域戦略

表 東京都生物多様性地域戦略における行政の主な取組
（公園・緑地や都市農地、河川等について行政が取り組む内容を抜粋）

行動方針	行政の取組（抜粋）
<p>行動方針1 地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の整備、自然地の保全等によって、地域の生物多様性を保全します。 ・公園・緑地、農地、河川、用水、街路樹、運河、崖線の緑などを整備・保全することで、生きものの生息・生育環境のつながりを高めます。 ・隣接する自治体とのみどりのつながりを大切にして、生物多様性の連続性を担保していきます。 ・「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」における保全の取組を支援し、市街地における身近なみどりの保全・創出に貢献します。 ・多様な主体の取組により、屋敷林、雑木林、農地など市街地におけるみどりの保全を進めます。 ・都市公園や街路樹、公共施設・住宅市街地などにおける地域に応じた在来種による緑化の推進や水辺空間の創出など、限られた空間を活かして、生物多様性を高める工夫を進めます。 ・行政が実施する公共工事や施設改修等においては、法令の対象とならないものについても、生物多様性への影響の回避・低減に努めるとともに、積極的に生態系に配慮した緑地や水辺の創出に努めます。 ・都市開発諸制度を活用し、開発区域のほか、開発区域外における生きものの生息・生育空間の保全に資する取組を誘導します。

行動方針	行政の取組（抜粋）
<p>行動方針 5 東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の保全や市民農園の整備などにより、市街地に残された農地や農的空間を保全・活用します。
<p>行動方針 6 防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地や農地など多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理するとともに、レインガーデンの整備や建築物等の敷地において雨水浸透の取組を進めることで、都内の雨水浸透・雨水貯留機能の向上やヒートアイランド現象の緩和・暑さ対策を図ります。 ・下水道や河川に流出する雨水を抑制するための助成等により、流域全体における雨水浸透や雨水貯留の取組を促進します。
<p>行動方針 7 快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京に住み働く人々に潤いと安らぎを与えるとともに、自然に親しむ多様なにぎわい等の場となる公園・緑地、市民農園等を整備・管理することにより、日常の中に身近に自然を感じることができ、健康面・教育面にも寄与する快適で質の高い生活環境を創出します。 ・農地や屋敷林がまとまって残る農のある風景や歴史遺産と一体となった自然を保全し、OECM の登録を促進します。 ・文化財として指定されている天然記念物などを適切に保護・管理していくとともに、地域の自然と結びついた歴史・文化を継承します。
<p>行動方針 8 生物多様性の理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都内で気軽に生きもの観察、自然体験活動、農業体験等ができる場所やイベントに関する普及啓発を積極的に行います。
<p>行動方針 9 生物多様性を支える人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都内の様々な公園・緑地、水辺などの自然地や植物園・動物園など、生物多様性について学ぶことのできる拠点施設において、環境学習や自然体験活動を促進します。 ・緑のボランティアや自然ガイドなど、東京の自然を守り持続的に利用する人材の育成を進めます。

⑧東京グリーンビズ（東京都の緑の取組）（令和6年2月）

- ・人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、令和5年8月に東京都が始動した100年先を見据えた緑のプロジェクト。
- ・これまでの取組に加え、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」という3つの観点で新たに強化する施策を盛り込んだ「東京都の緑の取組 Ver.2」を公表。

「まもる」取組

- 地域に根付いた緑（屋敷林等）を守る
- 豊かな自然を有する地域を保全
- 樹木を残す新たな仕組み
- 水道水源林の保全管理
- 持続可能な森林循環を促進

「活かす」取組

- 緑・自然が有する機能を活用「グリーンインフラ」
- 公園の魅力を高めてTOKYOの顔に
- 地域の名所として緑を活用
- 豊かな自然の魅力を発信
- 緑の多様な価値を活かす



「育てる」取組

- みんなで一緒に緑を育てる「東京グリーンビズ・ムーブメント」
- まちづくりにあわせた緑の創出
- 豊かな緑や開放的な広場を創出
- 緑と水のネットワーク化
- まちのシンボルとなる緑豊かな空間を創出

東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組

出典：東京都の緑の取組 Ver.2（東京グリーンビズ）

(3) 区の上位関連計画における関連施策

①葛飾区基本計画（令和3年8月）

- ・葛飾区基本構想に掲げる将来像等を実現するための基礎となる総合計画として策定。
- ・各施策を体系的に示し、区全体の目標や方向を具体化したものとして、実施計画や分野別の個別事業計画の指針であるとともに、区民、事業者などの様々な主体と区が協働して着実にこれからの葛飾区を築いていくために共有する指針となる。

表 葛飾区基本計画の関連施策

政策	施策とその方向性
政策 14 防災 ・ 生活安全	<p><u>施策 1 防災街づくり</u></p> <p>○不燃化の促進</p> <p>不燃化特区内の住環境の改善と防災性の向上を図るため、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅、不燃化建築物への建替えなどを総合的に推進するとともに、区民の防災への意識や防災まちづくりの機運を醸成していきます。</p>
政策 16 公園・ 水辺	<p><u>施策 1 公園整備</u></p> <p>○公園の整備</p> <p>今後も、街づくり事業などと連携して、区民が気軽に歩いていける公園や地域の防災活動拠点となる公園の整備を推進していきます。</p> <p>○健全な公園の維持</p> <p>健全な公園利用を維持できるよう、必要な改修を計画的に進めるとともに、緑の機能と効用を増進させながら、樹木の伐採や小型樹種への植替えなどの対策を検討します。</p> <p>○公園の管理運営</p> <p>地域の団体等が、公園の清掃や点検・監視・花壇の管理運営等を担えるよう、PR や報奨金の増額等を含めた制度の見直しに取り組みます。</p> <p><u>施策 2 水辺整備</u></p> <p>○水辺の積極的な活用</p> <p>治水や河川環境との調和に配慮しながら、人々が集い、憩える場として水辺の積極的な活用を図るとともに、河川と一体となった公園を整備し、区民が様々なレクリエーション活動を通じて水辺に親しめる環境づくりを進めます。</p> <p>○公園施設の整備</p> <p>河川敷の公園を、人々が集い、憩える場として有効に活用するため、他の地域からのアクセス改善や施設のバリアフリー化などの整備を進めます。</p> <p>○公園施設の改修</p> <p>東京都と調整を図りながら、引き続き、中川親水テラスに照明を設置していくとともに、中川左右岸緑道公園の計画的な改修を進めます。</p> <p>○水元さくら堤の改修</p> <p>水元さくら堤では、老朽化した施設の改修を進め、散策や休憩、サイクリング等の利用環境を改善します。</p> <p>○水元小合溜の保全</p> <p>「河川環境改善計画」に基づき、水元小合溜の特定外来生物等の防除を行い、本来の生態系への回復を図るとともに、良好な水環境を計画的に保全します。</p>

政策	施策とその方向性
政策 17 環境	<p><u>施策 2 緑と花のまちづくり</u></p> <p>○担い手の拡大 花いっぱいのもちづくり活動の担い手の裾野を広げるために、団体への活動支援に加え、個人や家庭への支援を拡充します。</p> <p>○他の自治体と交流 他の自治体と交流・連携することで、花いっぱいのもちづくりの更なる活性化に取り組みます。</p> <p>○緑化の推進 身近な緑の保全や緑化計画の届出、緑化に対する支援を行い、緑や花を身近に感じられるまちをつくります。</p> <p><u>施策 3 自然保護</u></p> <p>○生物多様性の保全 区民や団体等との協働により自然環境の調査や保護に取り組むとともに、環境学習を充実させることで、区内の生物多様性を保全していきます。</p> <p>○在来種の保護 新たに侵入してくる外来種の調査・対応や特定外来生物の駆除などに取り組むとともに、絶滅のおそれがある希少な在来種を保護していきます。</p>
政策 18 産業	<p><u>施策 3 都市農地の保全</u></p> <p>○都市農地の魅力発信 都市農地の機能と魅力を発信し、地域一体となって農地保全の機運が高まるよう、区民が農地とふれ合い、直接、農地を感じられる事業を進めます。また、区内外の関連機関と連携し、農地の所有者に対して農地保全に有効な制度の活用促進を図ります。</p> <p>○継続的な農地保全 農地の所有者に向けて、都市部における農地の重要性と農地に対する期待を伝えるとともに、農地の維持に当たっての課題を抽出し、その解決に向けた支援に取り組みます。特に、生産緑地所有者に対しては、生産緑地を貸借するための制度により、営農希望者と農地所有者のマッチング等を進めるとともに、特定生産緑地制度の活用を積極的に後押しし、継続的な農地保全につなげます。</p>

②葛飾区 SDGs 推進計画（令和 5 年 3 月）

- ・葛飾区基本計画に基づき、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて本区が更に推し進めるべき取組の方向性を示すとともに、区民・事業者等の多様な主体との連携・協働を進めていくために共有する指針として策定。

<緑や水辺に関連する施策>

【SDGs かつしか未来プロジェクト：生き生き人生 100 年プロジェクト】

・健康づくりの強化

介護予防事業やスポーツ、地域活動、区民大学、公園の健康遊具、親水テラス等、区内各所で行われている区民の健康に寄与する様々な活動と連携し、区民が総合的に健康増進に取り組める環境を整備します。

出典：葛飾区 SDGs 推進計画

③葛飾区都市計画マスタープラン（令和5年12月）

・区政の上位計画である「葛飾区基本構想」や東京都が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の改定を踏まえ、まちづくりに関わる社会潮流や区内各地域の街づくりの進展など、本区のまちづくりを取り巻く状況の変化に対応するため策定。

表 葛飾区都市計画マスタープランの関連施策

まちづくりの目標	(1) 様々な自然災害に対応し、被災を繰り返さないまち (4) 誰もが親しめる、河川や緑豊かな都市環境が広がるまち	
将来都市像	みんなで作る安全なまち	○震災だけでなく、水害にも対応した防災まちづくりが進むとともに、行政だけでなく、区民や事業者等の復興意識が高まり、来るべき災害に備えて地域力が向上している。
	地域の特性を踏まえた公園整備と沿川まちづくり	○地域の特性や需要を踏まえ、平常時にも災害時にも対応する公園等の都市基盤が各所に整備されるとともに、沿川地域では、浸水にも対応し、川と街が回遊性を有する親水空間が形成されている。
	緑豊かな街並み景観	○拠点や幹線道路における骨格的な景観形成や、地域特性を生かした景観形成が進むとともに、街の中の様々な緑が保全され、緑豊かな市街地が形成されている。

分野別方針	方針に基づく施策の概要	
防災まちづくりの方針	①震災への対応	<p><u>a. 密集市街地の改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業などにおける共同化や建替えによる建築物の不燃化、オープンスペースの創出や区画道路等の基盤整備 <p><u>b. 木造住宅密集地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集住宅市街地整備促進事業により、防災生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅などを促進
	②水害への対応	<p><u>a. 親水性の高い浸水対応型市街地の形成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水対策や公共施設等の整備及び建替え・更新、大規模な都市開発事業などにあわせた浸水対応型拠点高台等の整備 ・集合住宅や商業施設など民間施設の浸水対応型拠点建築物化、避難空間整備の誘導 ・戸建て住宅の浸水を防ぐ取組や被害抑制、復旧しやすい建て方の工夫、被害を受けにくいライフスタイルの定着など、住宅浸水対応化を促進 ・河川空間の魅力を生かした公園等の公共施設の整備や住宅、カフェ・レストラン等の民間施設などを誘導し、沿川地域の交流拠点の整備を図ることによる 河川と市街地の一体的な空間形成の推進 ・沿川地域と河川の回遊性を高める歩行者・自転車ネットワークの形成 ・平常時の防災意識啓発活動や親水活動等のレクリエーション、生物の生息・生育環境の保全・創出活動を介した交流等の促進 <p><u>b. 都市型水害の緩和</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園などの公共施設における雨水貯留・浸透設備の設置 ・民間施設における雨水貯留・浸透設備の設置指導 <p><u>c. 河川堤防の強化促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜堤の堤防機能を保全

分野別方針	方針に基づく施策の概要	
	③防災拠点等の整備	<p><u>a. 地域の防災活動拠点の整備推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動拠点（公園）への、防災資器材倉庫や防火用貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ、かまど兼用ベンチ等の整備 <p><u>b. 災害に強い公共施設等の整備・充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川沿いでの公園整備における、消防水利としての河川有効活用のための工夫 <p><u>c. 避難場所・避難路等の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内陸部における避難場所等の確保にあたっては、土地を有効に活用できる立体都市公園制度の活用などを検討 ・ 農地等を災害時の一時的な避難場所とするなど、既存のオープンスペースを活用した多様な避難スペースの確保 ・ 避難場所までの安全な避難路等の確保や、避難場所や防災上の拠点となる施設間のネットワークの整備を進めるため、特定緊急輸送道路をはじめとする幹線道路等で沿道建築物の不燃化・耐震化とともに、無電柱化、延焼防止効果を高める街路樹の整備を促進。
土地利用の方針	①計画的な土地利用の誘導	<p><u>a. 住環境保全型地域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅については、敷地内に緑・オープンスペースを確保し、周辺戸建住宅と調和した街並みの形成を誘導 ・ 風致地区制度や特定生産緑地制度など、緑を保全する制度の周知・活用により、宅地内の緑や農地を保全 ・ 農地は、住環境との調和を図りつつ、都市内の貴重な緑地空間、オープンスペースとして保全 <p><u>b. 複合型住宅地域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風致地区においては、必要に応じた調査・検証等を実施し、地域の特性に応じた風致のあり方を検討し、土地利用との調整を図る。 <p><u>c. 住工調和型地域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間マンション開発等の土地利用転換に際し、緩衝緑地帯を設けるなど市街地環境の向上を図りながら、工場等の周辺環境との調和を誘導し、安全で魅力的な市街地を形成
	③将来の集約型の地域構造に向けた市街地更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな水や緑を保全し、ゆとりある土地利用を図るエリアや、水害の危険性を考慮し、高台化など浸水対応を促進するエリアなど、将来に向けてメリハリをつけた市街地更新を図る ・ 地域で抱える、木造住宅密集地域の改善や本区固有の歴史や自然を生かした個性ある街づくりなどの諸課題への対応
市街地整備の方針	①持続可能な街づくりを実現する市街地の開発と形成	<p><u>a. 質の高い市街地開発の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の民間開発が行われる場合は、歩道と沿道の民間敷地との連続的・一体的な空間の創出や、都市のゆとりとなる広場空間の整備を誘導し、多様な地域活動や交流の場となる空間を形成。 <p><u>b. 環境への配慮</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前再開発等において、ゼロエミッションの考え方を取り入れ、環境に配慮した技術の導入を促進するとともに緑を保全・創出 ・ 都市基盤整備等にあたっては、再生された建設資材を活用、また、適切な点検及び維持補修の実施により長寿命化を図る ・ 透水性舗装や保水性舗装、雨水貯留・利用施設の整備 <p><u>c. エリアマネジメントをはじめとする地域活動の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ道路等のゆとりある道路空間や公園、水辺・水面などの公共空間を活用した「賑わいづくり」、良好な街並み形成や宅地内の緑化等の「地域のルールづくり」など、地域住民等が主体の街づくりにかかる地域活動を促進

分野別方針	方針に基づく施策の概要	
	②良好な住宅市街地、魅力ある市街地の形成	<p>b. 良好な住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅の建設の際には、災害対策やバリアフリー、周辺環境との調和に配慮し、オープンスペースの確保などを誘導 ・良質な集合住宅の確保及び良好な近隣関係を維持向上させた快適な住環境の形成 <p>d. 魅力ある市街地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中川、江戸川などの親水テラスや河川敷、堤防上の空間では、「かわまちづくり支援制度」等を活用し、オープンカフェ等の憩いの場づくりや散策空間の形成、防災船着場の有効活用など賑わいを創出する地域活動の場としての活用促進 <p>e. 居心地が良く歩きたくなるまち(ウォークアブルな街)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地等では、防災性・利便性を高める道路環境の改善にあわせて、路地空間を持つ地域らしい風情に配慮した空間を形成 ・荒川、江戸川、中川、新中川、綾瀬川、大場川は、散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間を創出 ・水路跡等における歩行者・自転車系の道路、商店街等では歩行者の通行を優先する道路、歩車共存道路等の道路では歩行者・自転車優先の人にやさしい道路とするなど、機能を維持・充実 ・沿道の土地利用の変化に応じた水路跡等の効率的かつ効果的な維持管理を実現するため、機能の改善や見直しを図る ・商店街や駅周辺など人の集まるエリアについては、モールやコミュニティ道路、街路空間の活用や公開空地の確保、公園整備などにより、都市のゆとりとなる広場空間の創出を図る
整備の 交通体系 の方針	④安全・快適な歩行・自転車通行環境の整備	<p>a. 歩きやすく、安全・快適な歩行空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等による緑化、ポケットパークなどの小広場、ひと休みできるベンチの設置など、全ての人が安全・快適に歩行できる道路整備を推進 ・歩道の設置や歩車道の分離、水路跡や河川敷等の活用、公園敷地と連続性のある歩行空間の整備 ・多くの人が集まる広域拠点などでは、道路拡幅や開発敷地内の歩道状空地等との一体性、歩行者中心の通行空間及び都市のゆとりとなる広場空間の確保
緑と水辺の整備、景観形成の方針	①緑とオープンスペースの保全・整備の考え方	<p>a. 緑とオープンスペースの保全・整備にかかる目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然系土地利用面積について、地域の実情に応じて、公園・運動場等の配置を進めつつ、区面積の20.4%を維持・保全 ・公園の適正配置による身近な公園の充足に努め、都市公園法の目標値である区民一人当たりの公園面積10㎡を念頭に、区内全域で区民一人当たりの公園面積5㎡の確保 ・農地等の減少を抑制、公園や街路樹の整備、民有地における緑化を促進し、樹木や草地などの緑によって覆われた面積割合(緑被率)を区全体で20%確保 <p>b. グリーンインフラとしての緑とオープンスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市全体の気温上昇を抑制するため、水面や緑地等の自然系土地利用面積の維持・保全や緑陰空間の創出 ・ヒートアイランド現象の緩和など熱環境対策上の観点から、市街地開発等の際には事業者等と協働して、建築物の壁面や屋上を利用した緑化を推進 ・密集市街地における公園整備や緑化を促進し、特に防災性に配慮した新たなオープンスペースの確保を重点的に進める ・幹線道路等の整備にあたっては、道路幅員を考慮しつつ、夏場における日射の遮蔽や市街地火災における延焼防止効果を高める街路樹整備を図る ・公園などの公共施設からの雨水流出を抑制するとともに、民間開発に対して雨水流出抑制の働きかけを実施し、都市型水害を緩和 ・水元などの比較的農地が多く残る地域での、生産緑地制度・特定生産緑地制度の活用や、レクリエーションの場としての農地の利用などを促進し、緑地を確保し、良好な生活環境を保全 ・良好な都市環境を構築するため、保存樹木・樹林の保全や緑化計画の届出、緑化の支援 ・緑の活用方法や制度を区民に分かりやすく伝える周知活動による民有地の緑の保全・創出を支援し、市街地内における緑の保全・創出を図る

分野別 方針	方針に基づく施策の概要
②魅力ある公園の整備	<p>a. 公園の適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街区公園や近隣公園など区民の日常生活に密着した都市公園等は、徒歩圏を考慮した適正な配置を図り、公園等が不足する地域では新たな適地の確保に努める ・市街地開発等における公開空地の確保や地区計画などによる公園整備など、様々な街づくり手法を活用して、新たなオープンスペースを確保・整備 ・大規模な土地利用転換などの機会を捉え、一定規模の公園等の確保に努めるとともに、新たな緑の創出を誘導 ・駅周辺など空間が不足する地域では土地の有効活用、水害対策等の観点から、街づくり事業や公共施設等の改修等に合わせた立体都市公園制度の活用や高架下空間の活用を検討 <p>b. 特色ある公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資源を有する地域では、新たな公園緑地の確保に加え、寺社林の保全や修景整備などによる独自の空間演出を図る ・私学事業団総合運動場の敷地は、都市計画公園として区民等の利用に供するとともに、将来的なサッカースタジアムの建設を見据え、整備の方向性について検討 ・公園・児童遊園の新設整備にあたっては、ユニバーサルデザイン、インクルーシブパークの考え方を取り入れた整備を進めていくとともに、既存の公園・児童遊園についても計画的に改修を進め、利用者ニーズに応じた特色ある公園の整備を図る ・公園の整備時にはワークショップを開催するなど、幅広い世代の地域住民の意見を取り入れる機会を充実 ・比較的規模の大きな公園における施設整備、改修に際しては、水害対策等の観点から、必要に応じて立体的な公園空間の形成について検討 ・特色ある公園は、周辺の交通環境や住環境に配慮しつつ、利便性向上のため、自動車駐車場の設置や、駅・バス停から公園へ誘導するアプローチの向上を検討 <p>c. 公園等の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園を含めた周辺の安全点検や危険箇所の改善策の検討など、地域住民の主体的な活動支援及び活動内での意見等に基づいた遊具などの再生 ・指定管理者制度や公募設置管理制度(Park-PFI)等の活用、自主管理団体等との連携など、多様な主体による公園などの管理運営について、制度の充実を図るとともに、区民参加のもと、公園でのマナー啓発やルールづくりなどについて検討 ・施設の劣化状況に着目した緊急度を設定し、計画的・予防的な施設の改修、修繕、補修等により長寿命化により維持管理費を平準化
③魅力ある川への整備	<p>a. 水辺空間の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いでは、河川や水辺と一体的な空間となる公園等を、水と緑の拠点として位置付け、釣りや日光浴など河川環境を生かした様々なレクリエーション活動の拠点としての機能や、災害時の避難場所や河川を利用した支援物資の集配など防災活動の拠点としての機能の充実を図る ・河川沿いでは、治水や河川環境との調和に配慮しながら、散策路や親水テラスの整備、中川堤の桜整備などにより、快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進め、河川・水辺のネットワーク化を図る ・河川空間・水辺については、地域のイベント開催、清掃や植栽管理等への区民の参画を促進し、人々が集い、憩う、地域コミュニティの場として活用 ・特に荒川や江戸川では、河川敷を生かした賑わいの創出を図るため、木陰による日陰確保など、快適性や利便性の向上に資する施設等の充実を図る <p>b. 水辺環境の改善、生物多様性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等の整備にあたっては、地域の自然植生の形成や生物が生息できる環境の創出に配慮 ・ワンドなどの静水域を適正に管理し、多様な植生の回復など、豊かな水辺の自然環境を創出して生物の生息・生育の場を形成

分野別 方針	方針に基づく施策の概要	
緑と水辺の整備、景観形成の方針	④景観形成の考え方	<p>a. 水と緑の景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの散策路や親水テラスの整備など河川・水辺のネットワーク形成による親水機能の充実を図り、区民が憩い、やすらぎを感じられる景観形成を図る ・堤防と一体となった沿川市街地の高台化等にあたっては、高台から川を眺め、景観を楽しめるよう、川への眺望に配慮 <p>b. シンボル道路などによる景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路では、道路の緑化、無電柱化、沿道における良好な街並みの形成を促進 ・緑豊かなコミュニティ道路や緑道は、地域におけるシンボル道路として修景整備するなど、地域の魅力づくりによる活性化を図る ・曳舟川親水公園沿いは、公園の持つ水と緑豊かな環境と調和する街並み景観の誘導を検討 ・街並み景観を向上させ、快適な生活環境を創造するため、幹線道路やシンボル道路沿道の緑化を促進するとともに、地区計画などの都市計画制度を活用して、区民との協働による緑の空間を創出 <p>c. 駅周辺や大規模施設等における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域拠点では、地域の特性に応じて、区の顔にふさわしい魅力・活力が感じられる景観を形成するため、土地の有効・高度利用とあわせて、低層部には街に開いた緑地空間等を創出し、周辺の環境に配慮した本区の新しいシンボルやランドマークの形成を図る ・大規模な土地利用転換を伴う開発や新たに整備・改修する公共施設等については、連続する緑地空間を創出するなど、周辺地域との調和に配慮するとともに、地域の活性化を促す魅力ある施設づくり、新たな地域のシンボルやランドマークの創出に努める <p>e. 住宅地等における良好な街並み景観の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅地の沿道では、生け垣や柵などにより、周辺と調和した街並みを誘導 ・集合住宅地では、住棟とオープンスペースや敷地境界線からの距離の確保などに配慮するとともに、建築物周囲の敷地に植栽を施し、落ち着いた色彩・デザインとするなど周辺環境との調和や圧迫感の軽減に努める ・住宅と工場が混在する地域では、周辺環境と調和した職住一体の空間を形成するとともに、生産活動が身近に感じられる個性ある街並みを誘導 ・風致地区では、地区内の土地所有者等に向けて、風致地区制度の目的や歴史、その効果などについて分かりやすく周知し、自然的・歴史的・郷土的特色を後世に伝えるため、緑地や水面等の良好な自然環境に調和した都市環境の保全を図るとともに、必要に応じて、調査・検証等を実施し、他の都市計画制度との整合を図りつつ、地域の特性に応じた風致のあり方を検討
復興まちづくりの方針	①復興まちづくりの目標・基本方針	<p>a. 復興まちづくりの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「壊れない」「燃えない」「燃え広がらない」都市への復興、浸水にも対応できる住宅への復興を行うとともに、安全で快適な道路ネットワークの構築や防災機能も有する公園整備によるゆとりある都市空間の創出など、安全で良好な居住空間・居住環境を備えた市街地を創造 ・河川沿いの市街地では、緩傾斜堤防や堤防と一体となった沿川市街地の高台化等の整備を検討するなど、親水性の確保及び水辺の環境と調和した潤いのある市街地の形成を図る ・地域の被災や基盤整備の状況を踏まえ、未整備の都市計画道路や構想道路、駅前広場、公園等の都市基盤の整備について、区民と協働して検討

④第3次葛飾区環境基本計画（令和4年3月）

- ・葛飾区基本構想に示された将来像を環境面から補完する位置付けにあり、環境に係る施策を中長期的な展望で総合的・計画的に推進するために策定。

表 第3次葛飾区環境基本計画の関連施策

基本施策		施策の内容
基本目標4 多様な生きものとの共生	基本施策10 生物多様性の保全	<p><u>取組 10-① 貴重な自然環境の保全・再生</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今なお残っている自然環境を適切に維持することで、多様な生きものが生息・生育する生態系を守ります。 <p><u>取組 10-② 在来種の保護</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内で見られる在来種の保護に力を入れるとともに、特定外来生物の対応・駆除などに取り組みます。 <p><u>取組 10-③ 生物多様性に関する情報収集・普及啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きものの生息・生育に関する情報を収集して整理・分析・公表を行うことで、生物多様性の保全や生態系の再生・創出に役立てます。また、収集した情報を区民、地域団体、事業者などに分かりやすく伝え、生物多様性に対する意識を高められるよう啓発します。 <p><u>取組 10-④ 自然環境を守り、育てる担い手の育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と触れ合いながら、自然環境の大切さを学べる環境を整えることで、区の自然環境を守り、育てる担い手を育成します。
	基本施策11 水と緑の空間の創出	<p><u>取組 11-① 水や緑に親しめる公園・水辺の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近なオープンスペースとして公園を整備・保全することで、人々が気軽に集い、憩い、心を通わせながら活動できるようにします。また、水辺の積極的な活用を図るとともに、河川と一体となった公園の整備を推進していきます。 <p><u>取組 11-② 緑と花のまちづくりの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の緑化活動への支援や緑化への各種補助金制度などにより緑化を推進し、緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります。

⑤浸水対応型市街地構想（令和元年6月）

- ・今後高まる水害リスクに、地域力の向上や市街地構造の改善によって対応していくとともに、親水性の高い水辺の街を形成していくことを目指し、浸水対応型市街地づくりについて検討し、策定。

<基本理念と理念実現のための視点>

○コミュニティの共感・協力を育む災害対応力の高い水辺の街

- ・河川空間と一体となった親水空間の形成
- ・親水空間を核とした地域コミュニティを支える祭りや交流の促進
- ・河川空間での舟運利用が可能な船着き場の整備
- ・ボートを活用した交流・防災訓練の促進

○建築・土木が融合した防災インフラに支えられる水辺の街

- ・河川堤防に連絡できる沿川の「浸水対応型拠点高台」の確保・整備
- ・防災インフラとしても機能する浸水対応型拠点建築物の段階的な整備・誘導
- ・平常時は河川親水空間へのアクセスとなる親水安全動線の形成

○新たな技術を活用した多世代が活躍する水辺の街

- ・自転車・徒歩等、多様な交通手段で移動でき、発災時には、災害時避難行動要支援者の移動が行いやすい親水安全動線の形成
- ・生態系（植物・動物）のネットワークも考慮した水辺・緑地空間の連携

出典：浸水対応型市街地構想

⑥葛飾区公共施設等経営基本方針（令和5年3月改定）

- ・公共施設等の効果的・効率的な活用を図り、将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、職員一人ひとりが意識を向上させ、適切にマネジメントをしていくための公共施設等の経営に関する基本的な方針を定めるものとして策定。

<公共施設等の経営の基本的な方針（インフラ系公共施設）>

- ・「葛飾区道路管理計画」や「葛飾区橋梁長寿命化修繕計画（更新）」、「葛飾区公園・河川等総合管理計画」に基づき、予防保全型管理を基本とした計画的な修繕・改修を行い、施設の長寿命化を図ります。
- ・日常的・定期的な点検と適切な維持管理を進め、安全を確保します。また、再開発などの機会を捉えた道路・公園・広場等の総合的な整備により、災害に強い、安全で快適な市街地の形成を目指します。
- ・「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」（令和4年3月国土交通省）を踏まえ、バリアフリー化の更なる推進に取り組みます。
- ・「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和4年3月）に基づき、街路灯のLED化、公園照明のLED化などの取組を推進します。

<施設類型ごとの現状・課題と今後の取組について（公園施設）>

- ・「葛飾区公園施設長寿命化計画（平成25年3月）」や「葛飾区公園・河川等総合管理計画（令和元年8月）」などを踏まえて、公園・児童遊園等の適切な維持管理及び修繕を継続して行い、施設の長寿命化を図るとともに、施設のあり方についても検討していきます。
- ・公園の整備については、当面は区民一人あたりの公園面積5.0㎡を目指すことに留意しつつ、まちづくり事業などと連携して、区民が気軽に歩いていける公園や、地域の防災活動拠点となる公園の整備を推進していきます。
- ・健全な公園利用を維持できるよう、必要な改修を計画的に進めるとともに、緑の機能と効用を増進させながら、樹木の伐採や小型樹種への植替えなどの対策を検討します。
- ・公園の管理運営については、地域の団体等が、公園の清掃や点検・監視・花壇の管理運営等を担えるよう、制度の見直しに取り組みます。

出典：葛飾区公共施設等経営基本方針

⑦葛飾区公園・河川等総合管理計画（令和元年 8 月）

- ・公園、児童遊園、河川、船着場、排水場などを対象に、施設管理の現状と課題を踏まえ、今後、施設の日常管理を適正に行いつつ、適切かつ計画的な施設の改修、修繕、補修等による長寿命化をどのように図っていくかを示し、維持管理費を平準化するための計画として策定。

<管理方針（総論）>

- ・平成 30 年度に開園又は改修後 40 年を経過する公園は 83 園（都市公園・条例設置公園 13 園、児童遊園 70 園）。これらの公園を改修の優先対象とする。
- ・開園が平成 14 年度以前で平成 14 年度以降に改修を行っていない公園（都市公園・条例設置公園 78 園、児童遊園 156 園）はバリアフリー対策等の改善を行う必要があるため、改修時期を迎えている公園と併せて改修を優先的に行うことを検討する。
- ・老木や大径木化した樹木は、倒木や枝折れなどによる危険を回避するため、伐採や小型の樹種に植替えるなどを検討し、安全性を確保する。密植や樹木の生育による繁茂が原因で見通しが悪い公園は、防犯のため間引きや剪定により適切な視界を確保する。なお、公園全体の緑被は維持して緑の機能や効用の増進を図る。

出典：葛飾区公園・河川等総合管理計画

⑧葛飾区街路樹管理計画（平成 30 年 7 月）

- ・区民の快適な生活環境を支え、様々な緑の効用を提供する葛飾区の街路樹について、目指すべき将来の姿を実現するための管理方針や取組を示すことを目的に策定。

<基本理念>

葛飾の魅力と快適な生活環境を支える緑の道づくり

<基本理念の背景>

- ・道路植栽の中長期的な視点に立った適切な管理による道路の安全性・快適性の維持
- ・環境やまちづくりの観点から道路植栽の機能や質を高めることによる地域の魅力や価値の向上が必要

<維持管理の目標>

安心・安全な緑づくり

- ・道路植栽の点検・診断及び適正な処置による安全で、安心な道路環境の維持
- ・維持管理データの蓄積・活用

いきいきと生育する緑づくり

- ・生育段階に応じた適切な生長管理・年間管理の実施
- ・樹木が健全に生育できるように、持続的な維持管理の実施

まちの魅力を高める緑づくり

- ・緑の機能・効果が発揮できる道路植栽に改善し、まちの魅力を向上

出典：葛飾区街路樹管理計画

2 葛飾区の概況

2-1 社会的条件

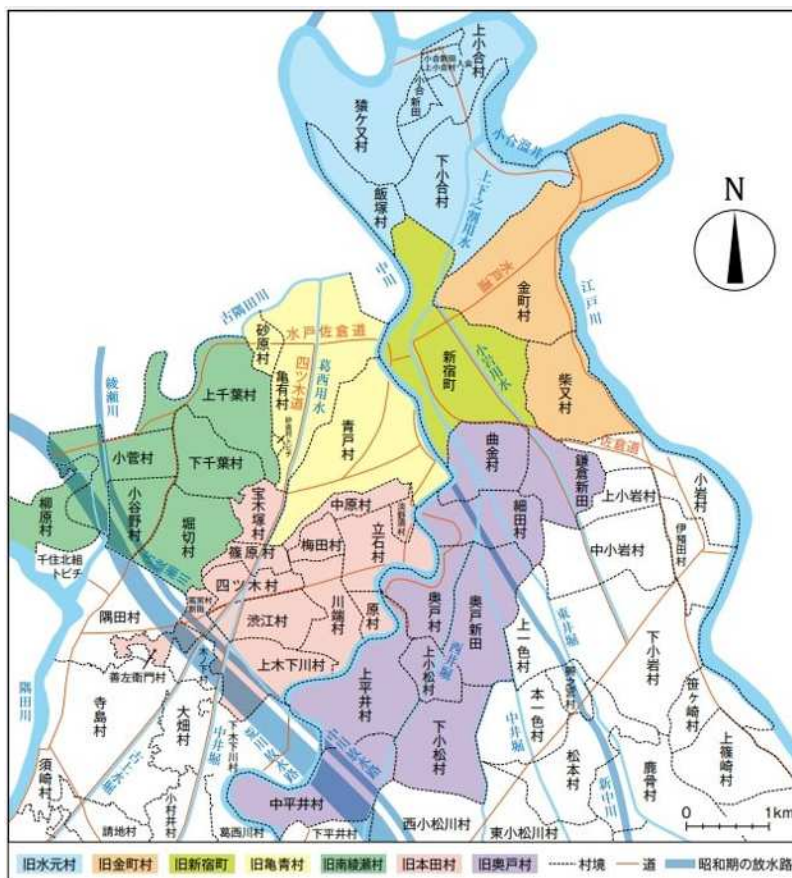
(1) 区の位置・地勢



葛飾区的位置



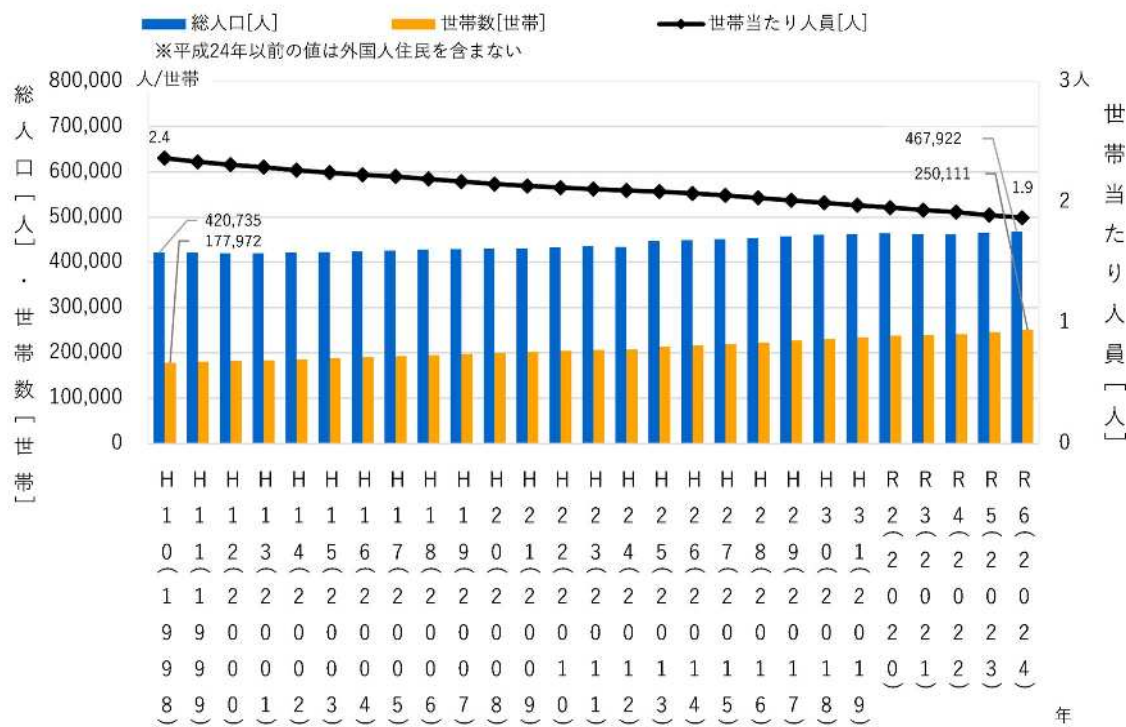
葛飾区とその周辺



明治時代に編成された旧7カ町村を構成した江戸時代の村

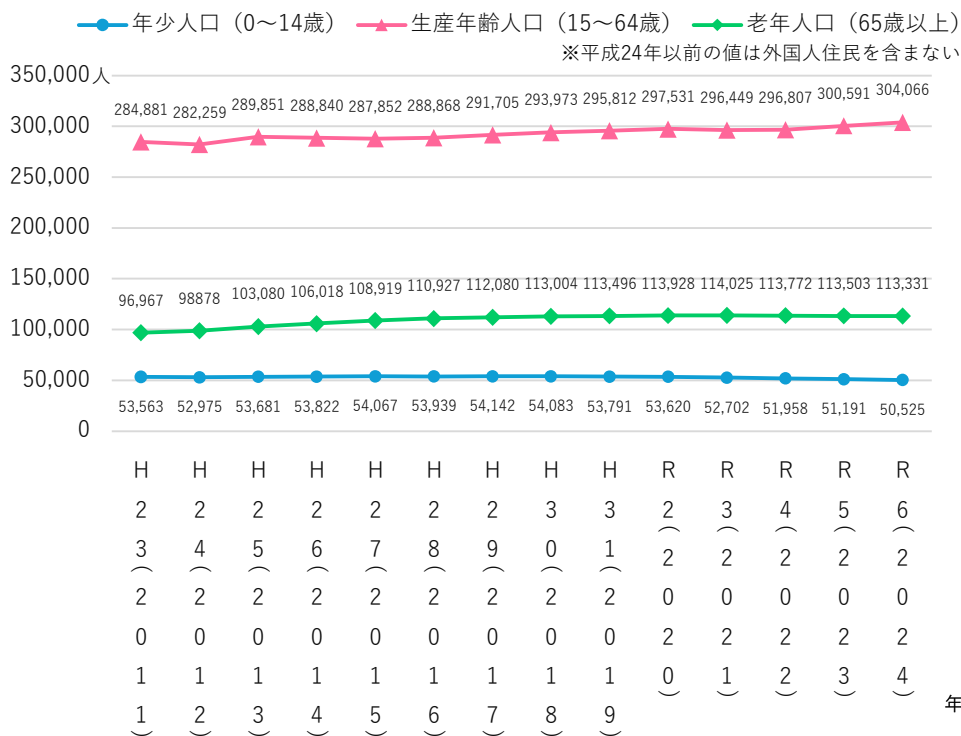
出典：葛飾区史

(2) 人口・世帯数



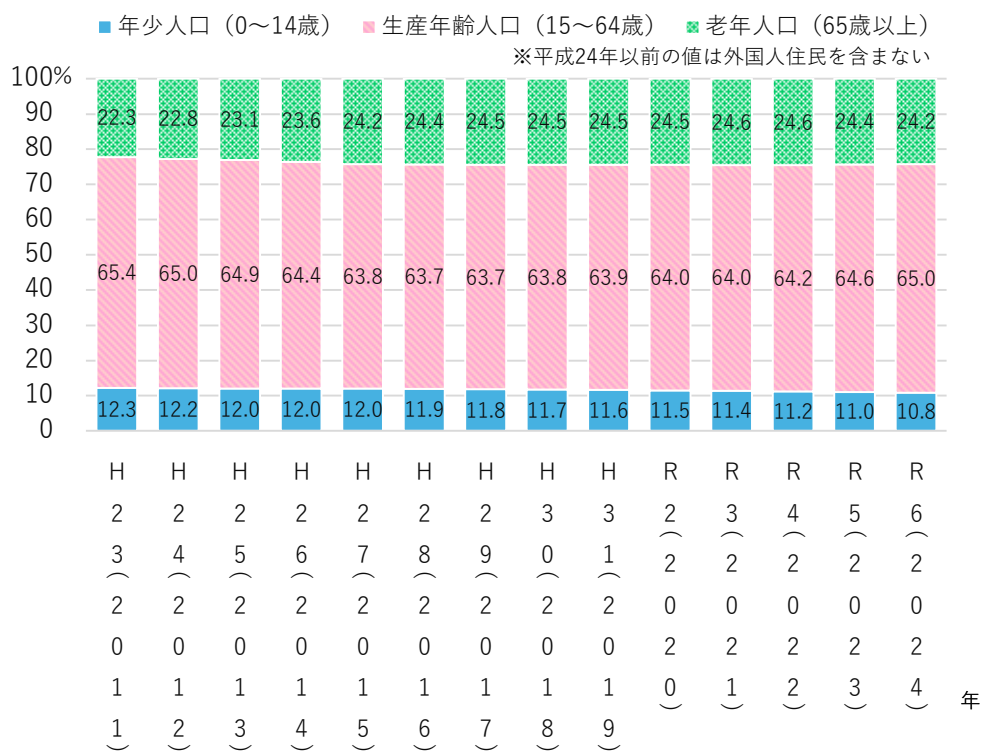
葛飾区の人口・世帯数の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）



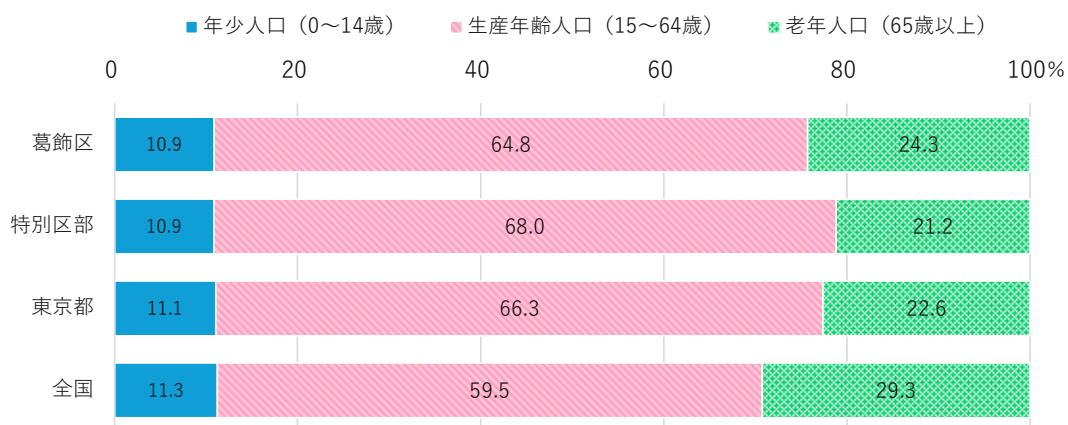
年齢3区分別人口の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）を基に作成



葛飾区の年齢3区分別人口構成比の推移

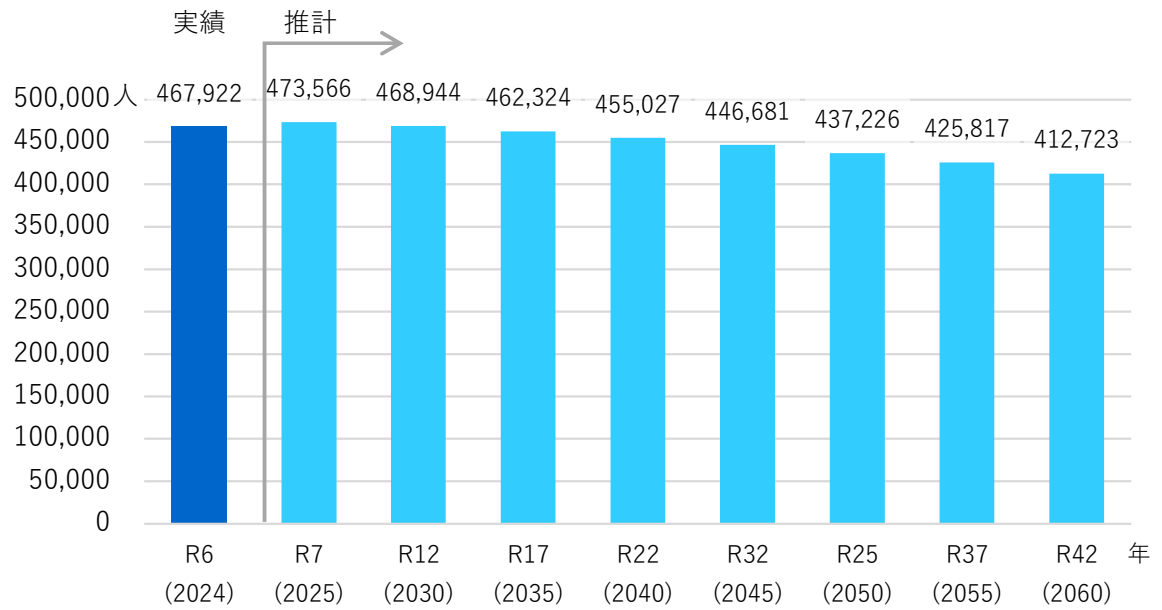
出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）を基に作成



年齢3区分別人口構成比の比較

出典：総務省統計局 人口推計（2024年（令和6年）1月1日現在（確定値））
 東京都 住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和6年1月1日現在）
 葛飾区の世帯と人口（令和6年1月1日現在）を基に作成

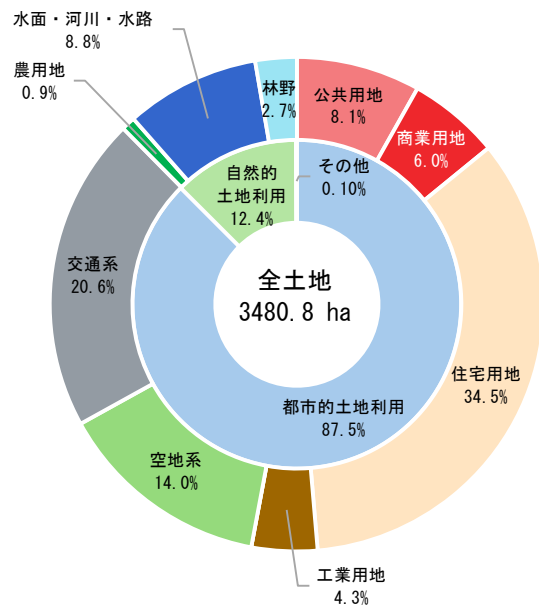
(3) 将来人口



2060年までの将来人口の推移

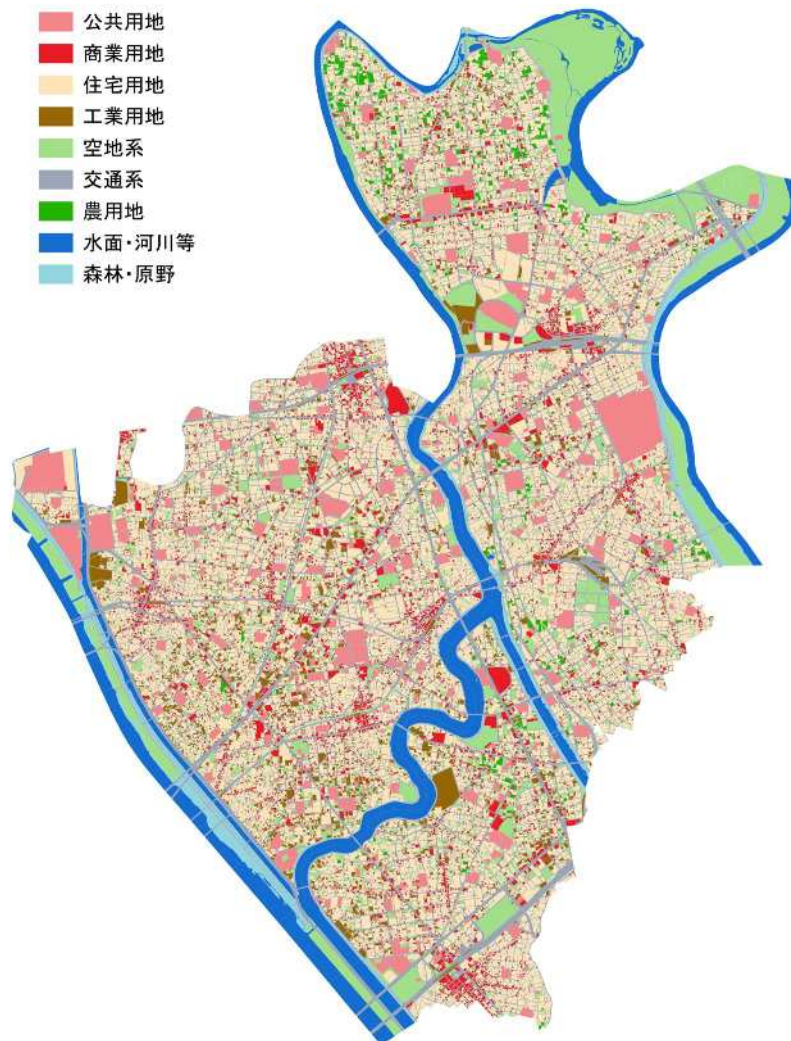
出典：2024年は、葛飾区の世帯と人口（4月1日）による
葛飾区基本計画「2060年までの葛飾区将来人口」を基に作成

(4) 土地利用



土地利用の割合

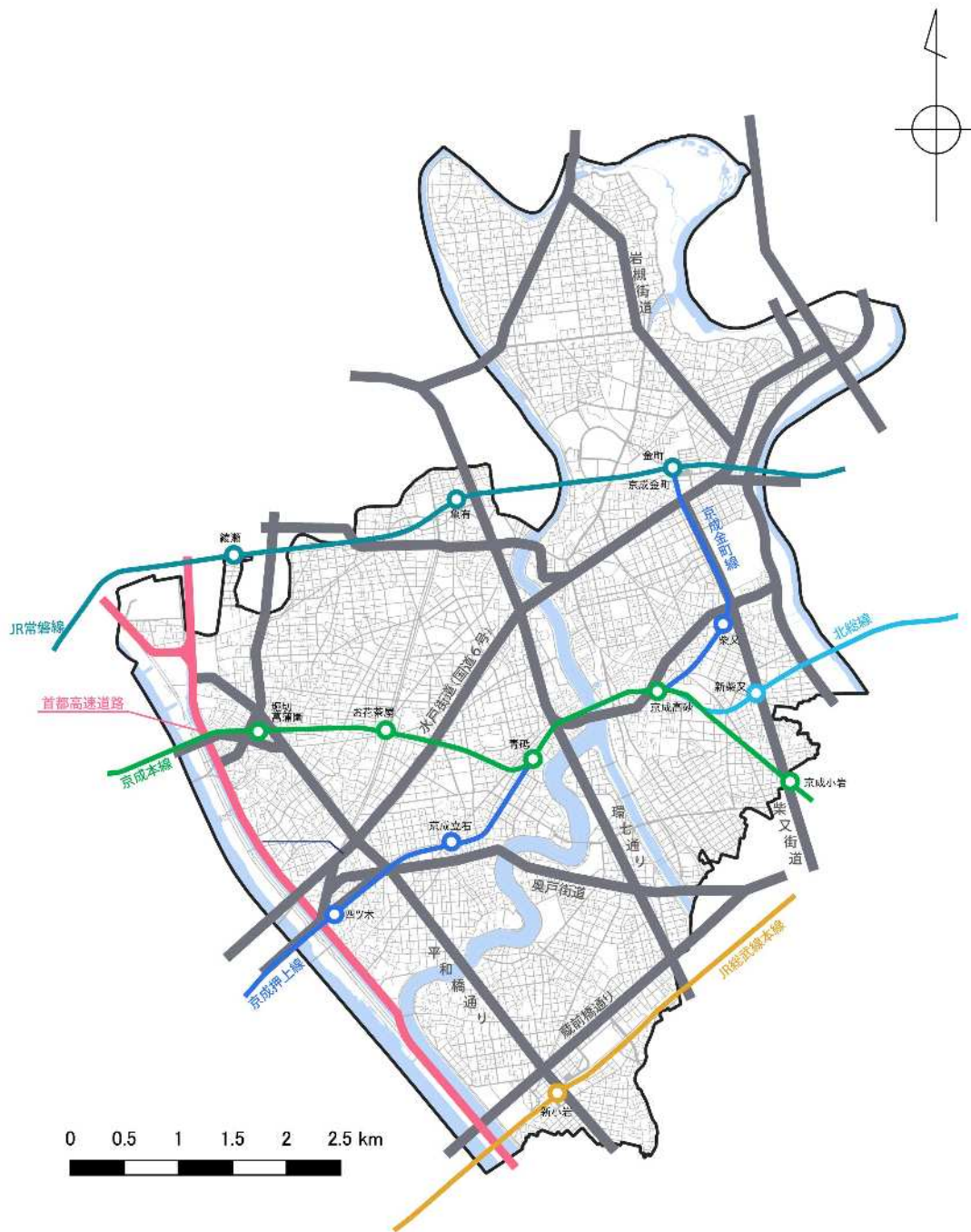
出典：葛飾区都市計画マスタープランを基に作成



土地利用現況

出典：葛飾区の土地利用を基に作成

(5) 道路・交通



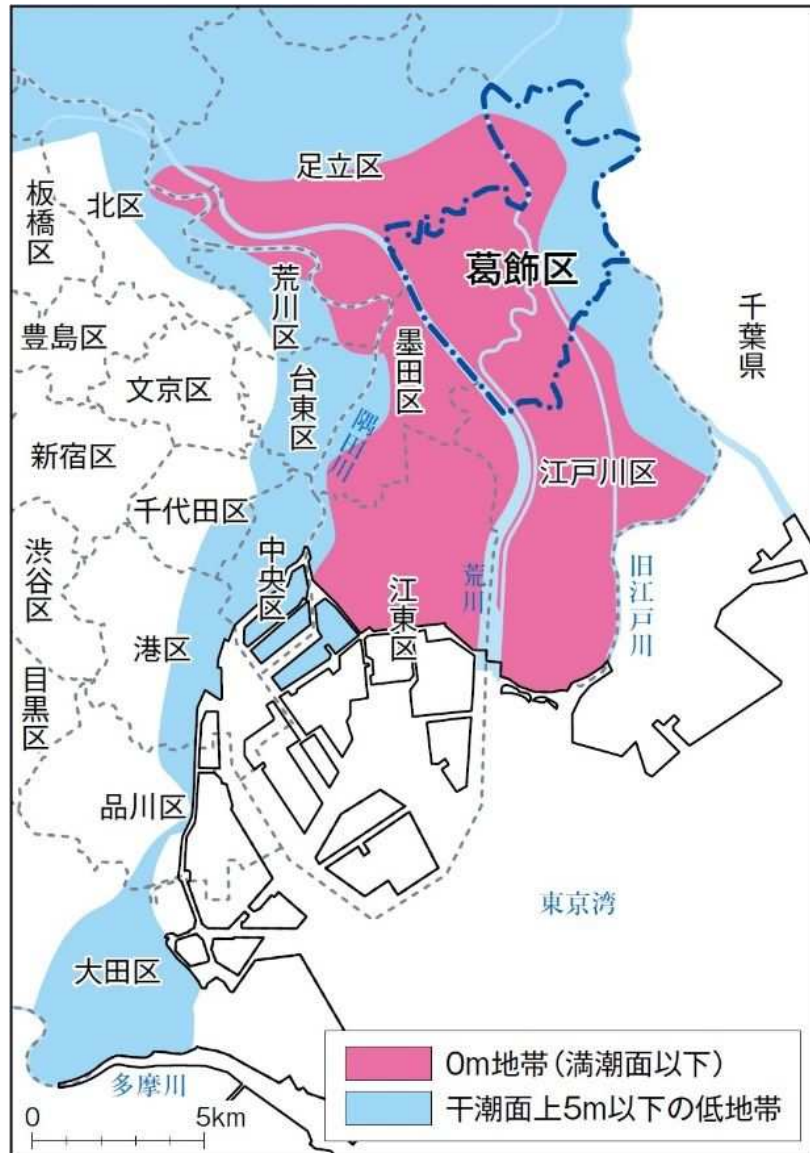
道路網の骨格	水戸街道（国道6号）、蔵前橋通り、環七通り、奥戸街道、平和橋通り、柴又街道、岩槻街道等の主要幹線道路
鉄道網	J R常磐線、J R総武線、京成本線、京成押上線、京成金町線、北総線の6路線・12駅
バス路線	南北方向を基本に約60路線

葛飾区の交通網

(6) 災害リスク

①水害

- ・荒川、中川、江戸川といった大きな河川に囲まれた低地にあり、区の半分近くが東京湾の海面より低いゼロメートル地帯となっているため、集中豪雨や局地的大雨による内水氾濫、河川水位の上昇・氾濫、高潮など、様々な要因による浸水被害が発生しやすい地域。

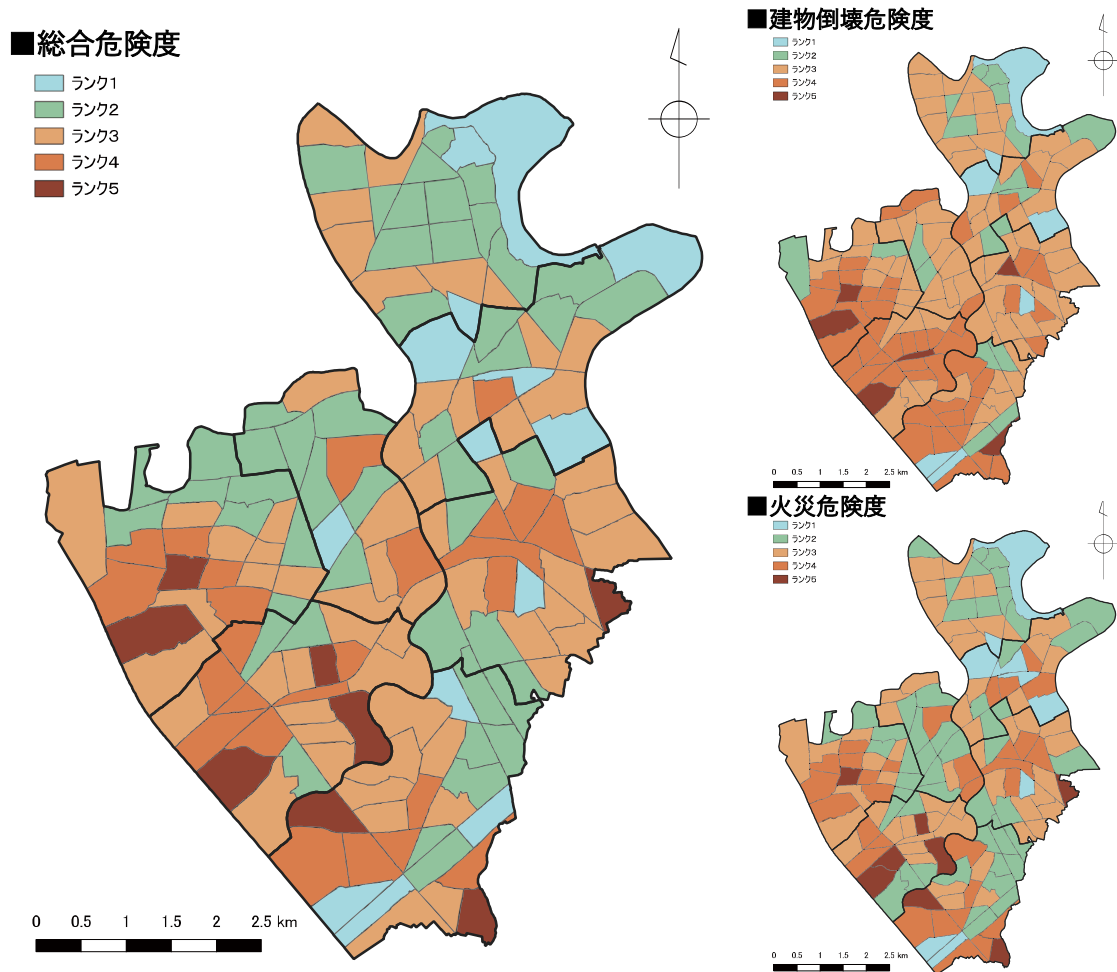


東京の低地帯分布状況

出典：葛飾区史

②地震

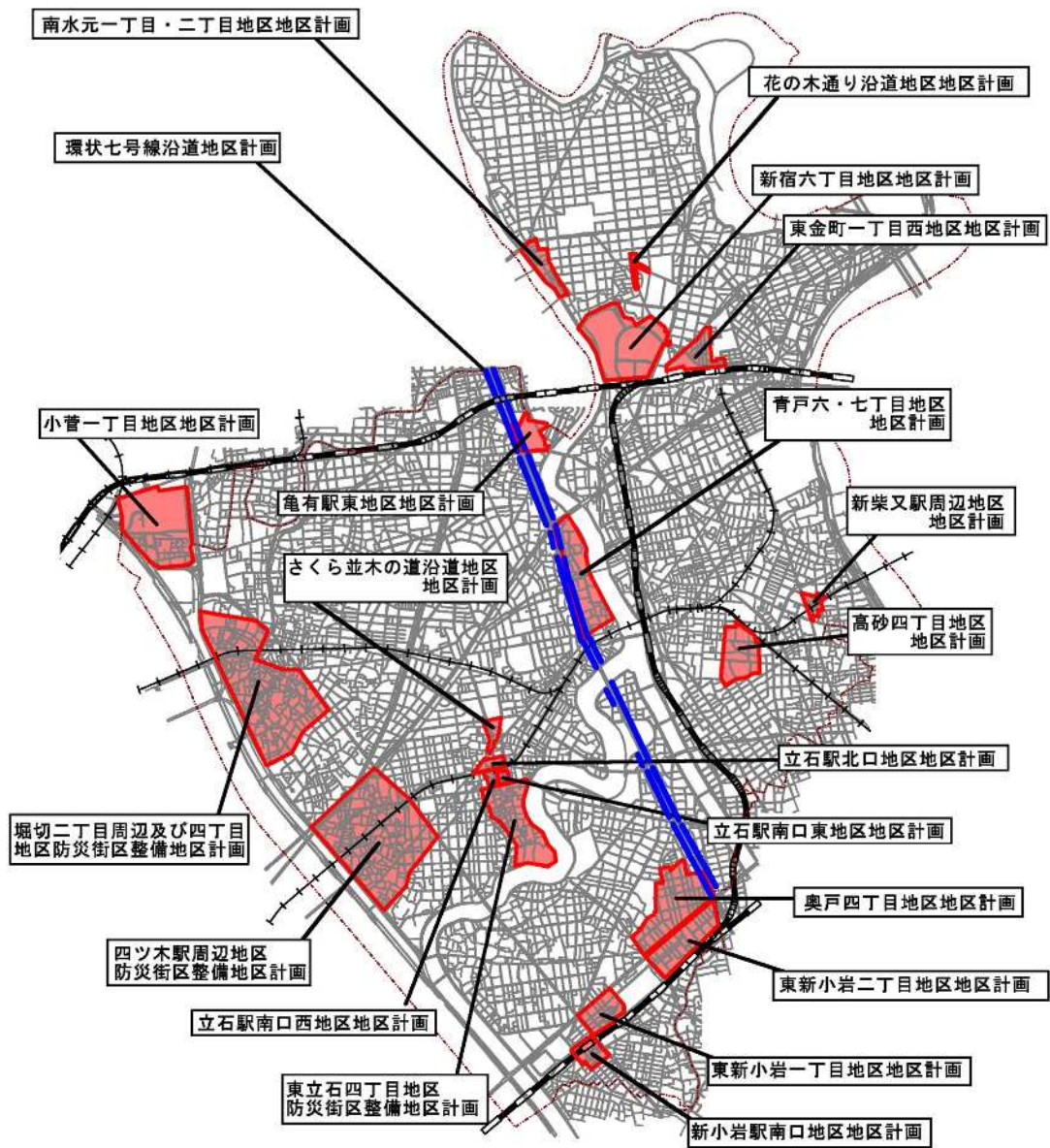
- ・葛飾区は、戦後復興期から高度経済成長期において、都市基盤が十分整備されな
いまま市街化・高密度化が進行・形成された木造住宅密集地域や、地下水位が高
く、砂を多く含んだ比較的ゆるい地盤が液状化する可能性の高い地域が存在。
- ・東京都による地震に関する地域危険度測定調査では、5段階評価で危険度が高い
ランク4、5を含む地域が多く残っており、特に古い木造住宅が密集している荒
川沿いの地域は、建物倒壊危険度、火災危険度ともに高い状況。



地震に関する地域危険度

出典：東京都 地震に関する地域危険度測定調査（第9回）

(7) まちづくり事業（地区計画）

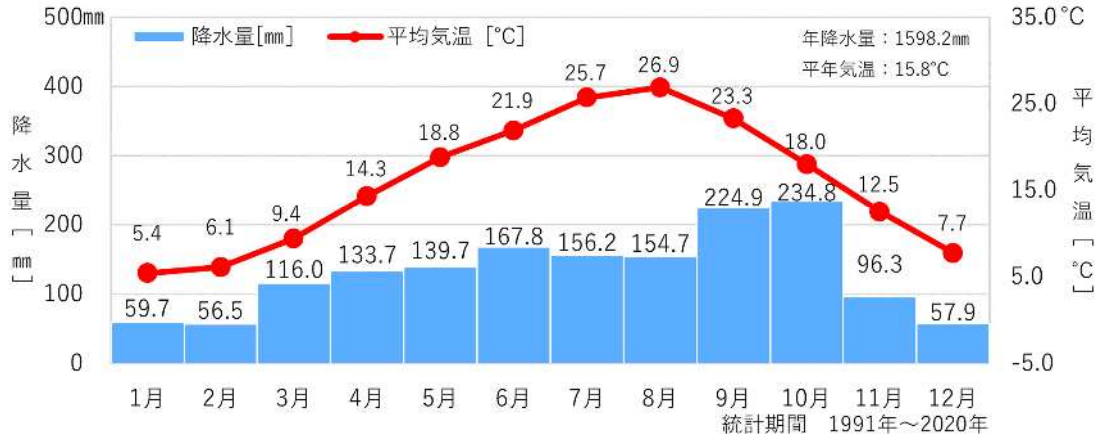


葛飾区区内計画一覧

出典：葛飾区 HP 地区計画の概要

2 - 2 自然的条件

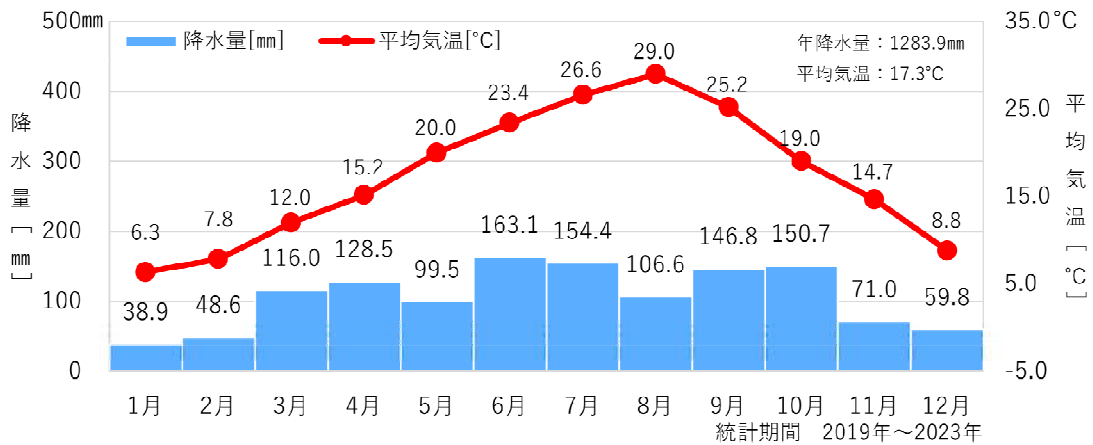
(1) 気温・降水量



「東京」の月別の気温・降水量の平年値

出典：気象庁 東京（東京都）平年値（年・月ごとの値）を加工して作成

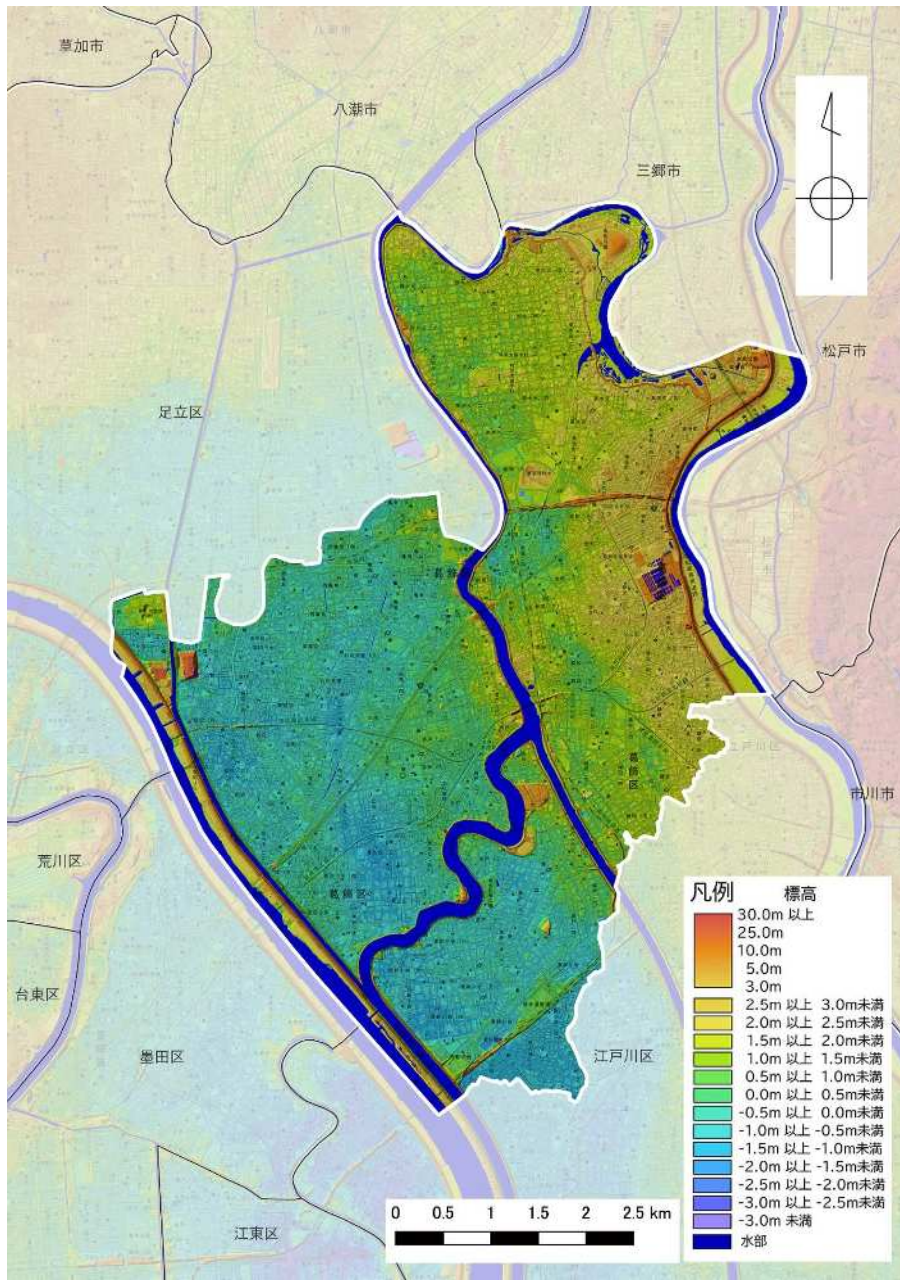
※平年値：西暦年の1の位が1の年から30年後の1の位が0で終わる年まで、30年間分の気象データについて算出した平均値のこと。平年値は10年ごと、西暦年の1の位が1の年に新しいものに更新され、2021年から2030年まで用いる「平年値」は1991年から2020年までの平均値となる。



葛飾区の月別の気温・降水量

出典：葛飾区の天気 を加工して作成

(2) 地形



葛飾区の標高

出典：国土地理院 デジタル標高地形を基に作成

(3) 河川・水路

一級河川	31,170m
準用河川	3,600m
公共溝渠	116,574m
開渠	8,809m
暗渠	22,193m
その他	85,572m

出典：葛飾区統計書

(4) 動植物

◇平成 22 (2010)、23 (2011) 年度に実施した「生物多様性保全状況調査」で確認された種数 460 科 2,000 種

◇環境省または東京都のいずれかのレッドリスト（絶滅が心配される生きもののリスト）に掲載されている希少な生きもの 137 種



オニバス



カワセミ



チョウトンボ



オオヨシキリ



トウキョウダルマガエル



メダカ

オニバス 写真撮影：市原みずよ

トウキョウダルマガエル 写真撮影：田中利勝

葛飾区でみられる希少な生きもの

出典：生物多様性かつしか戦略

3 水と緑の現状

3-1 葛飾区の緑と水の成り立ち

<古代～中世>

- ◇葛飾区は、東の下総台地と西の武蔵野台地に挟まれた東京低地に位置し、河川がもたらす土砂によって、弥生時代の終わり頃には、青戸・柴又の一部が陸化したと推定。
- ◇古墳時代には、河川が氾濫することによって、河道に沿って土砂の堆積が繰り返され形成された微高地（自然堤防）を拠点に、集落を形成。
- ◇奈良時代には、甲和里（こうわり）・仲村里（なかむらり）・嶋俣里（しばあたり）という集落が存在。
- ◇室町時代から安土・桃山時代にかけては、青戸に築かれた葛西城を拠点に一帯が支配されたが、小田原北条氏の滅亡を機に、葛西城の役目も終焉。

<江戸時代>

- ◇中川や江戸川など多くの川の豊富な水を使って、江戸時代に畑や水田で農作物をつくる農村地帯として発展、葛西用水、現在は都立水元公園の一部となっている小合溜井を水源とする上下之割用水をはじめ、農地に水を供給する用水路を整備。
- ◇湖沼が多かったことから、鷹狩りに適する土地として知られており、幕府將軍もしばしば葛飾を訪れたほか、江戸に住む庶民にとっても保養地として人気があり、柴又帝釈天、浄光寺（木下川薬師）、堀切菖蒲園などに多くの人々が来訪。

<明治時代>

- ◇洪水を防ぐために、明治時代に荒川放水路が計画され、昭和5（1930）年に完成。
- ◇荒川放水路の整備に際して、1,300世帯の住宅をはじめ、鉄道、神社、寺院が移転。浄光寺（木下川薬師）も現在の場所に移転。

<大正時代>

- ◇大正12年に発生した関東大震災の後、葛飾の人口は急激に増加。
- ◇第一次世界大戦後の好景気を背景に、水運に恵まれていた葛飾に工場が進出。
- ◇地下水が少ない地域であったことから、人口増加や工場の進出による井戸水の大量消費によって水不足が発生、これを解消するため金町浄水場を整備。

<昭和時代>

- ◇荒川放水路の整備により洪水は少なくなったもの、依然、洪水被害が発生していたため、昭和13（1938）年に中川放水路（現在の新中川）が計画、工事が開始された。戦争により、工事は一時中断されたが、昭和22（1947）年のカスリーン台風による大雨で洪水の被害が出たことなどから工事を再開し、昭和38（1963）年に完成。
- ◇この間、高度経済成長期の人口増加などを背景に農地の宅地化が進展、青戸や金町などに公団住宅も整備。

◇産業化、人口増加により悪化した環境を改善するために進んだ下水道整備に伴い、役目を終えた用水路が埋め立てられ、その一部を親水公園や緑道・コミュニティ道路として継承。

◇「東京緑地計画」に基づき緑地帯として指定されていた水元公園一帯が、昭和 31 年に都立公園として整備されることとなり、昭和 40 年に都立水元公園が開園。その一方で、水元公園内にあった畑地を失ったことをきっかけに農業をやめ、駐車場やアパート経営を行う農家も少なくなかったことから、この地域では昭和 40 年代には宅地が増加。

<平成～現在>

◇平成に入り、企業が地方や海外へ工場を移転・統合する動きが進み、区内の工場跡地に、大学、商業施設などを整備するまちづくりが区内各所で展開される中、公園整備も行われ、東立石緑地公園、葛飾にいじゅくみらい公園、西新小岩五丁目公園（愛称：モンチッチ公園）などの公園を工場跡地に整備。



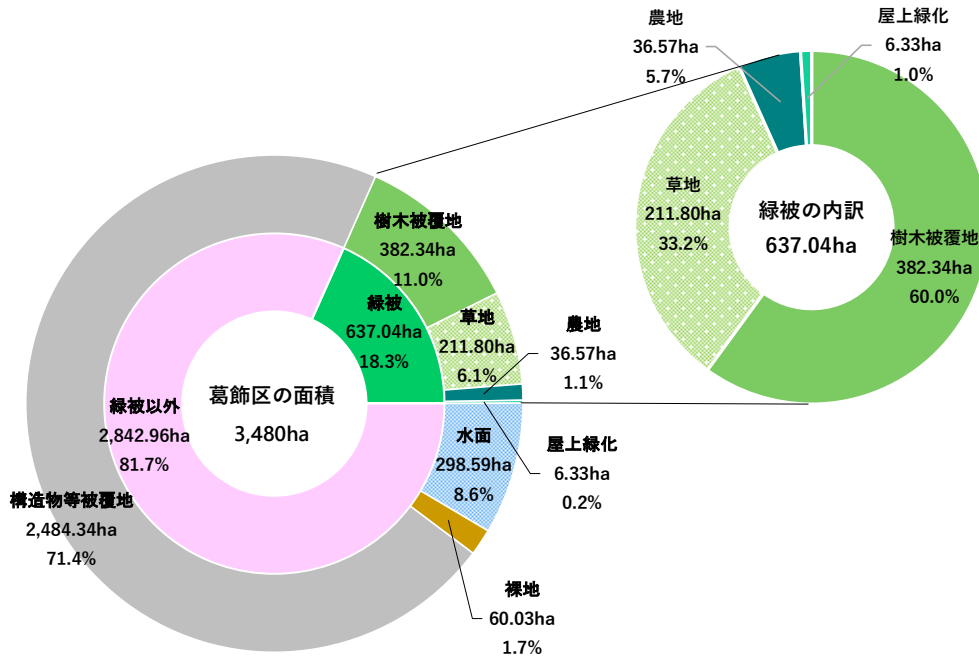
曳舟川（葛西用水）の面影を残す曳舟川親水公園



葛飾にいじゅくみらい公園

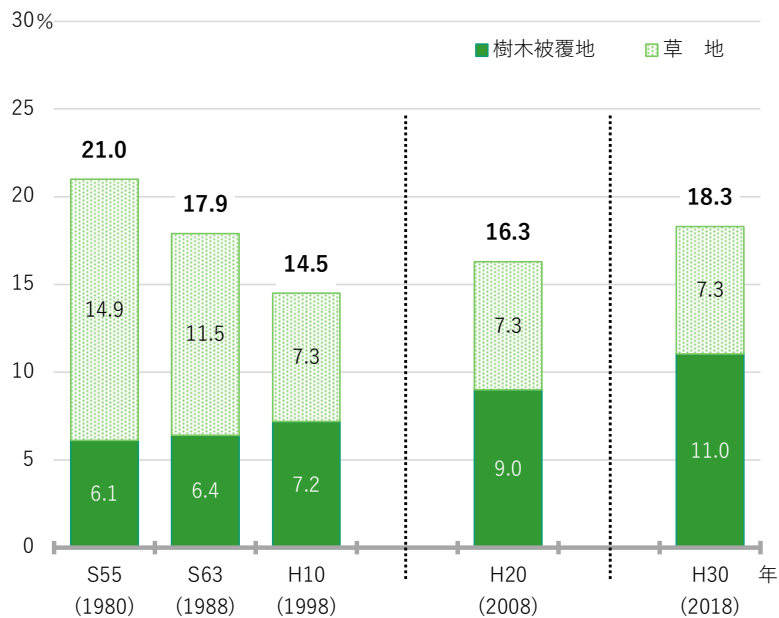
3-2 葛飾区の緑と水の分布

(1) 緑被率と緑被の内訳



緑被状況と緑被の内訳

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



緑被率及び内訳の割合の変化

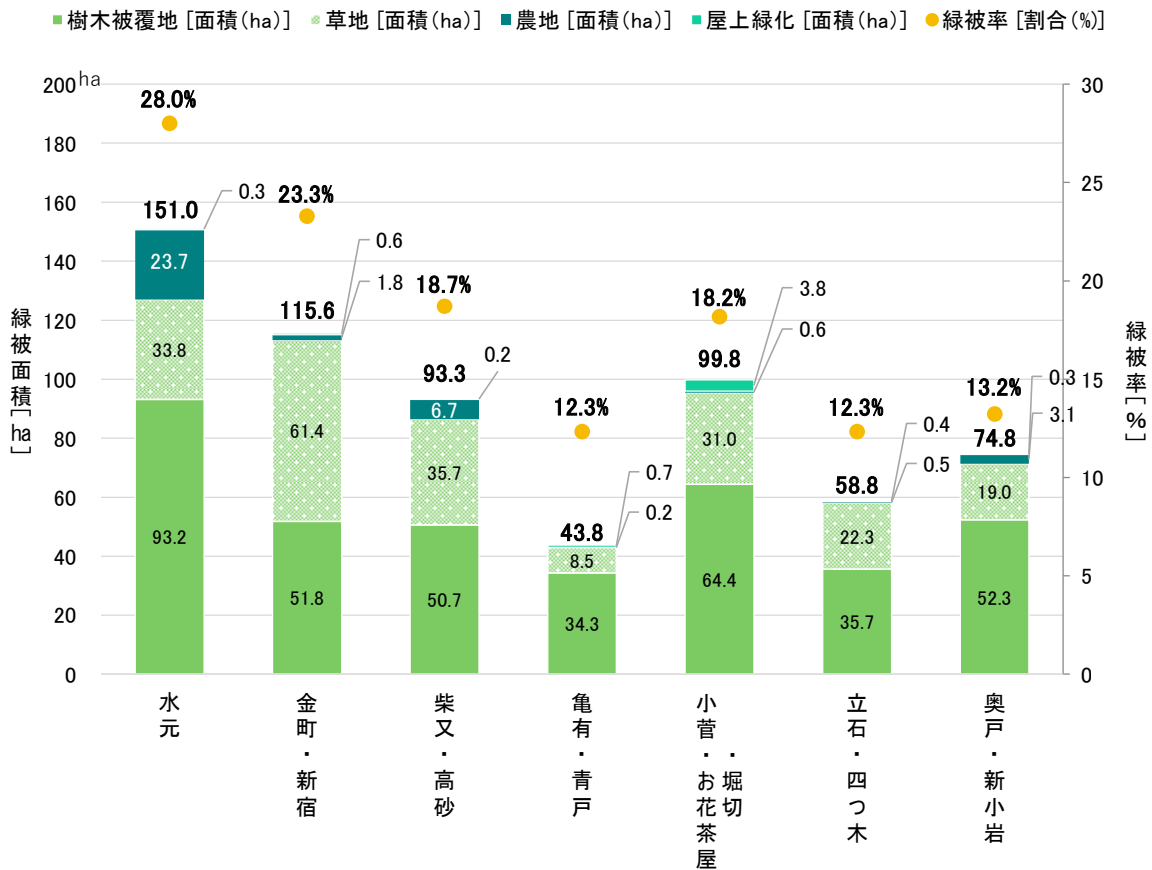
※図中の破線は、緑被地の抽出精度に変更があった期間を表す。
 S63：300㎡
 H10：300㎡以上の樹林地を抽出した上で、S63調査のデータから把握、推計した樹林地面積、草地面積を基に算出
 H20：9㎡以上
 H30：1㎡以上

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



緑被地等の分布

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



地区別の緑被率と緑被面積の内訳

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



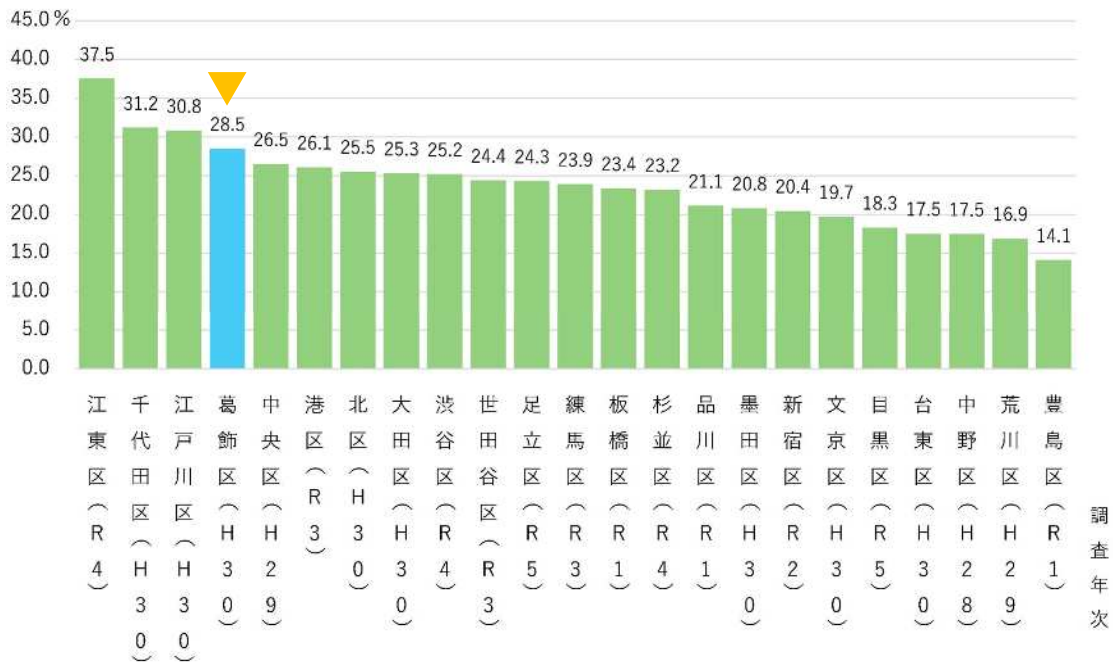
都内 23 区の緑被率

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書、各区が公表している報告書を基に作成

(2) みどり率

公園を除く 緑被地の面積 (ha)	樹木被覆地	292.02
	草地	164.75
	農地	36.57
	屋上緑化	3.10
公園を除く水面の面積 (ha)		294.02
公園面積 (ha)		201.53
合計面積 (ha)		991.99
区面積 (ha)		3480
みどり率 (%)		28.5

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



都内 23 区のみどり率

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書、各区が公表している報告書を基に作成

(3) 緑の増減要因

<「葛飾区緑被率・みどり率調査報告書」（令和4（2022）年3月）に挙げられた緑被地（特に樹木被覆地）の増加要因>

- 緑被地の抽出規模（精度）の向上（平成20年調査9㎡→平成30年調査1㎡）
- 樹木の生長による樹冠の拡大
- 公園の新規開設
- 堤外地の植生変化（草地・裸地→樹木被覆地）

<緑被率の増減率が100%を超えた（緑被地が2倍以上に増加した）町丁目と推定される要因>

町丁目	平成30年調査		平成20年調査からの推移		推定される要因
	緑被(㎡)	緑被率(%)	緑被の増減(㎡)	内訳で最も増加した緑被(㎡)	
堀切六丁目	24,152	14.2	13,408	樹木被覆地 9,600	抽出規模向上または樹冠の生長 南綾瀬小学校校庭 芝生化(H23)
堀切七丁目	19,777	11.6	11,276	樹木被覆地11,324	抽出規模向上または樹冠の生長
東堀切一丁目	15,798	12.2	7,965	樹木被覆地 5,656	
小菅二丁目	22,022	11.0	13,036	樹木被覆地11,797	
お花茶屋二丁目	10,725	11.9	6,725	樹木被覆地 6,305	
東新小岩五丁目	8,317	5.9	4,648	樹木被覆地 4,826	
奥戸四丁目	15,792	6.6	8,222	樹木被覆地 6,980	
高砂八丁目	10,392	8.7	5,280	樹木被覆地 4,253	
新宿六丁目	165,205	40.3	125,088	草地 81,464	工場跡地の土地利用再編、にいじゅくみらい公園整備

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

<樹木被覆地が1 ha (10,000 m²) 以上減少した町丁目と推定される要因>

町丁目	平成 30 年調査		平成 20 年調査からの推移		推定される要因
	緑被 (m ²)	緑被率 (%)	緑被の増減 (m ²)	樹木被覆地面積の推移 (m ²)	
高砂四丁目	67,265	48.0	16,508	▲22,326	公営住宅の建替えに伴う草地化
水元一丁目	43,742	14.6	▲7,898	▲12,075	水元スポーツセンター公園再整備による植生変化
亀有二丁目	45,522	13.8	▲7,030	▲10,729	集合住宅の整備などの土地利用変化

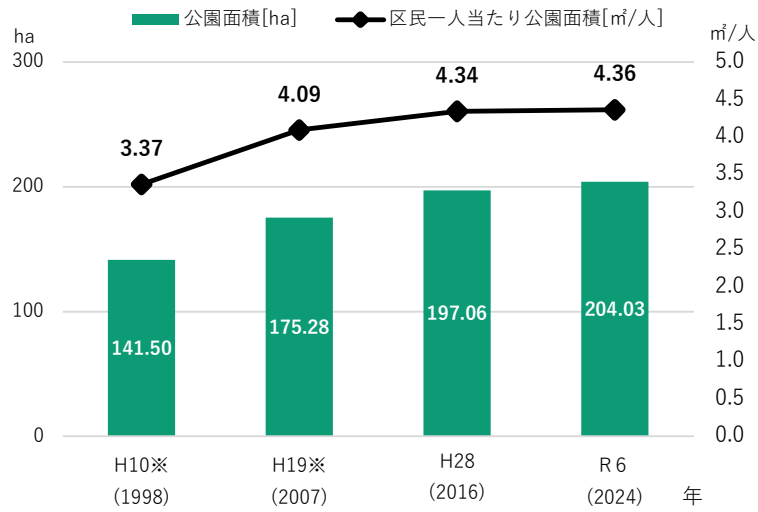
出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

<草地が1 ha (10,000 m²) 以上減少した町丁目と推定される要因>

町丁目	平成 30 年調査		平成 20 年調査からの推移		推定される要因
	緑被 (m ²)	緑被率 (%)	緑被の増減 (m ²)	草地面積の推移 (m ²)	
水元公園	697,929	70.5	▲59,250	▲75,995	公園の追加開園による土地利用変化
東新小岩一丁目	24,112	10.5	▲16,731	▲29,063	操車場跡地の土地利用変化
小菅一丁目	219,545	32.3	▲596	▲21,665	堤外地の植生変化
金町浄水場	92,688	25.7	▲18,659	▲17,593	
西新小岩三丁目	87,456	16.5	24,374	▲15,924	
柴又五丁目	145,577	45.5	6,813	▲14,661	
堀切一丁目	99,308	20.7	10,598	▲14,344	
東金町七丁目	142,733	35.7	▲2,316	▲13,215	
青戸七丁目	45,487	15.7	▲8,596	▲12,135	比較的規模が大きい集合住宅の建設などの土地利用変化
柴又六丁目	87,375	33.6	▲1,186	▲10,783	堤外地の植生変化
柴又七丁目	74,305	33.8	▲8,101	▲11,343	

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

3-3 公園



※外国人登録人口を含まない区民一人当たり公園面積

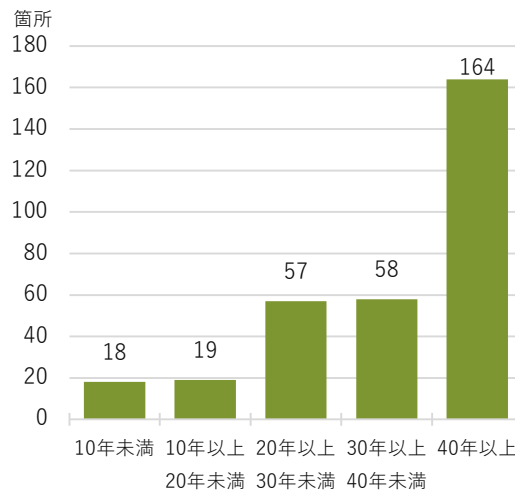
公園面積、区民一人当たり公園面積の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）、葛飾区公園課資料を基に作成

表 区内の都市公園等の整備状況（内訳）

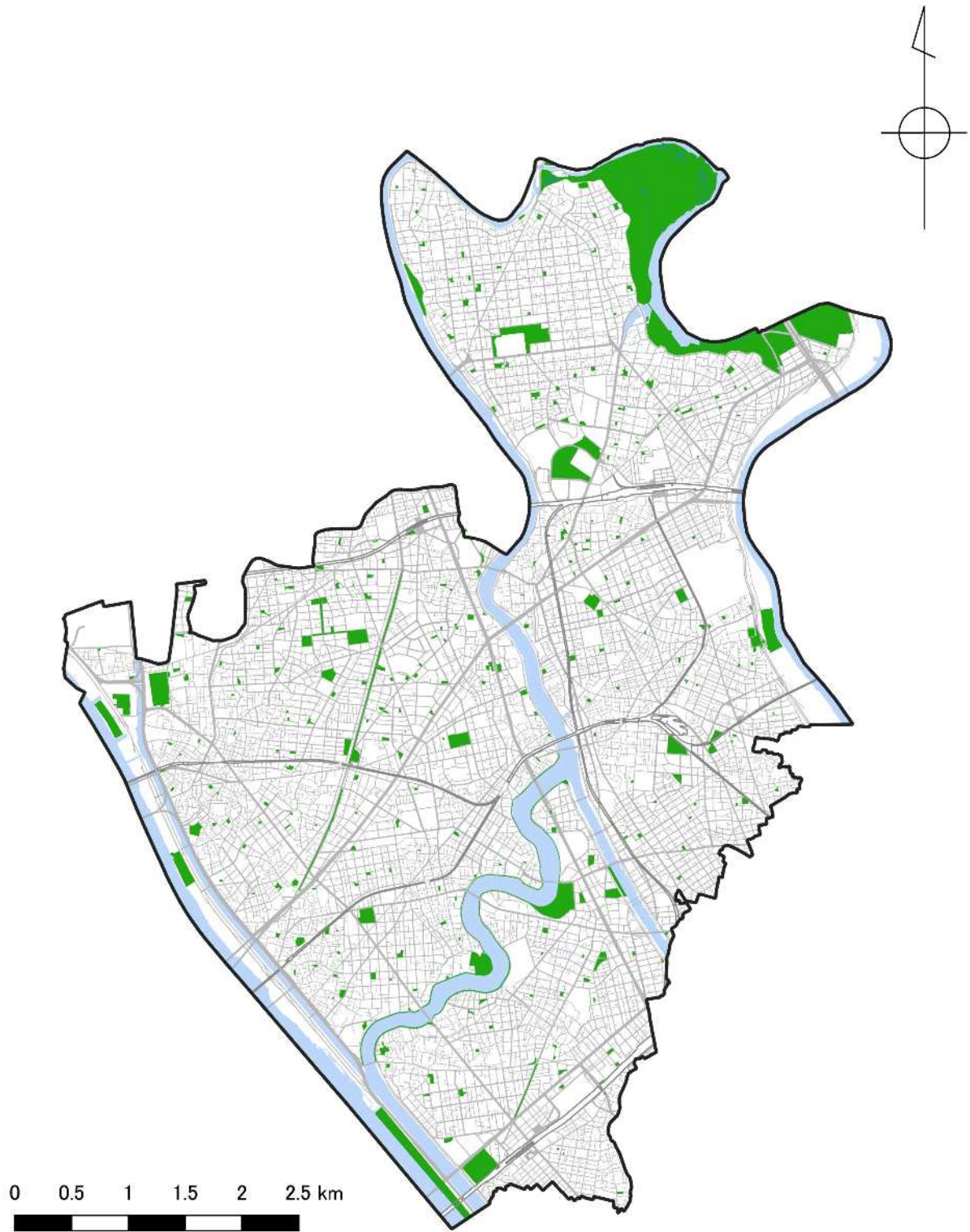
種別		平成10（1998）年		令和6（2024）年	
		か所	面積(ha)	か所	面積(ha)
都市公園	都市公園（都立）	1	71.50	1	96.68
	都市公園（区立）	101	54.30	155	92.58
児童遊園		177	10.30	158	8.56
条例設置公園		3	5.40	3	6.21
合計		282	141.50	317	204.03

※各年4月1日現在



開園からの経過年数ごとの公園等（区立）箇所数

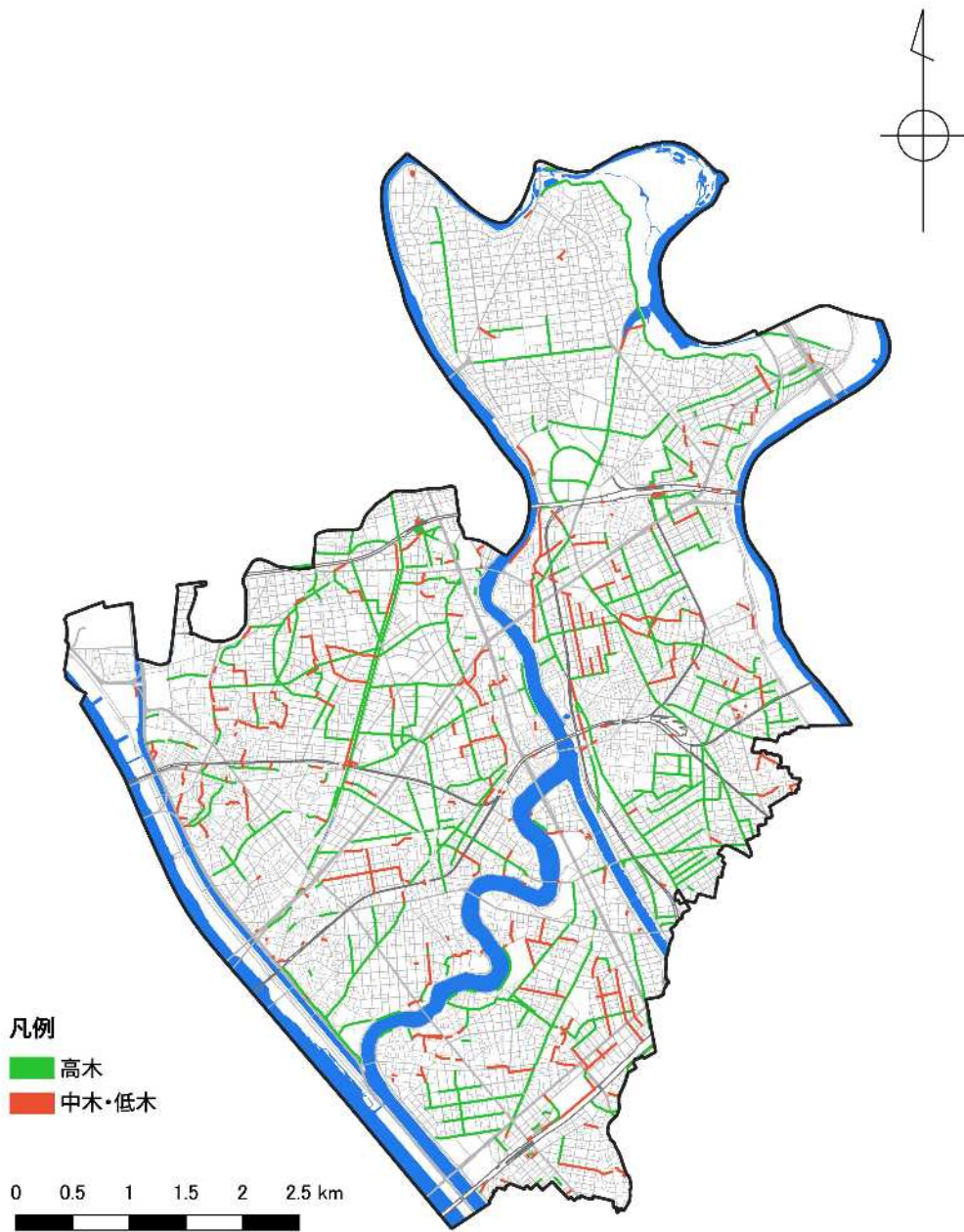
葛飾区公園課資料を基に作成



公園等の分布

出典：葛飾区公園課資料を基に作成

3 - 4 道路の緑

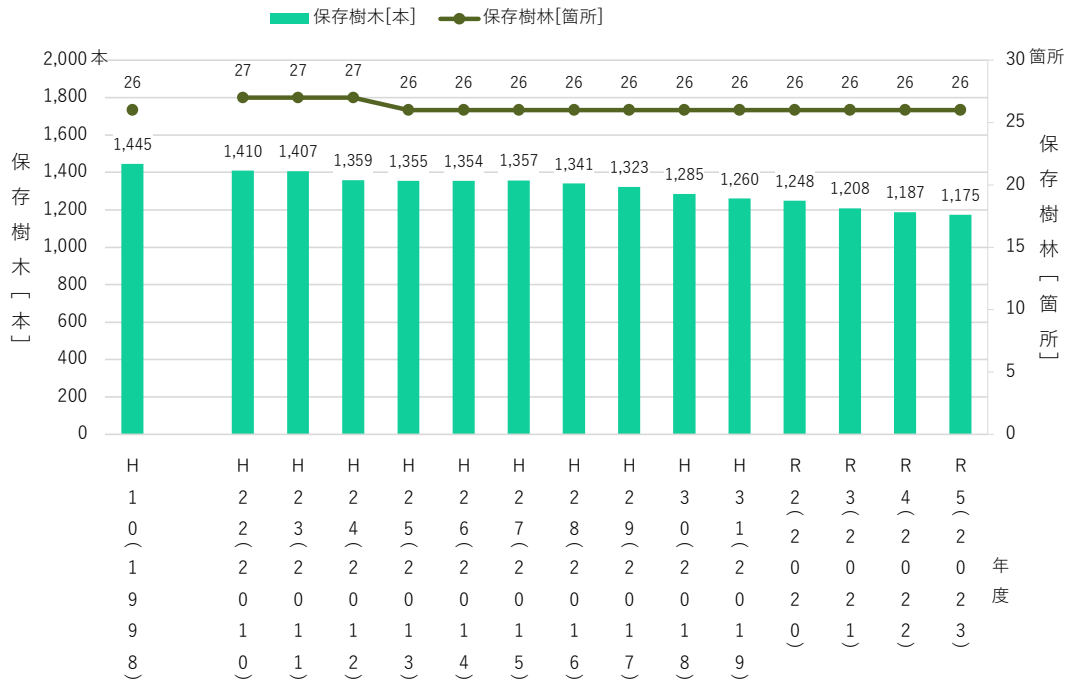


区道の道路植栽

出典：葛飾区資料を基に作成

3 - 5 緑の保全

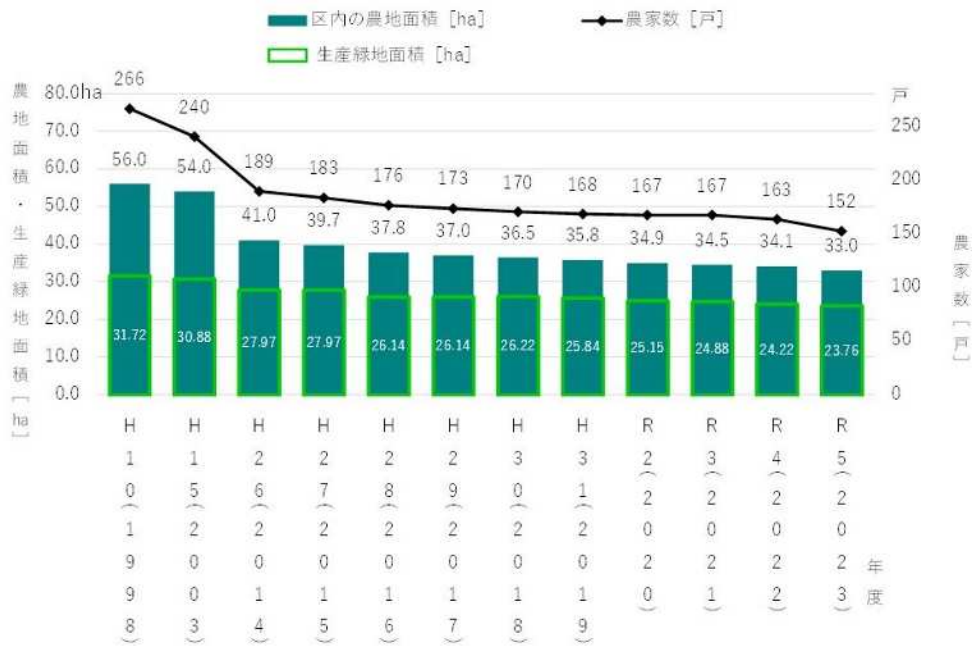
(1) 保存樹木・保存樹林



保存樹木数・保存樹林箇所数の推移

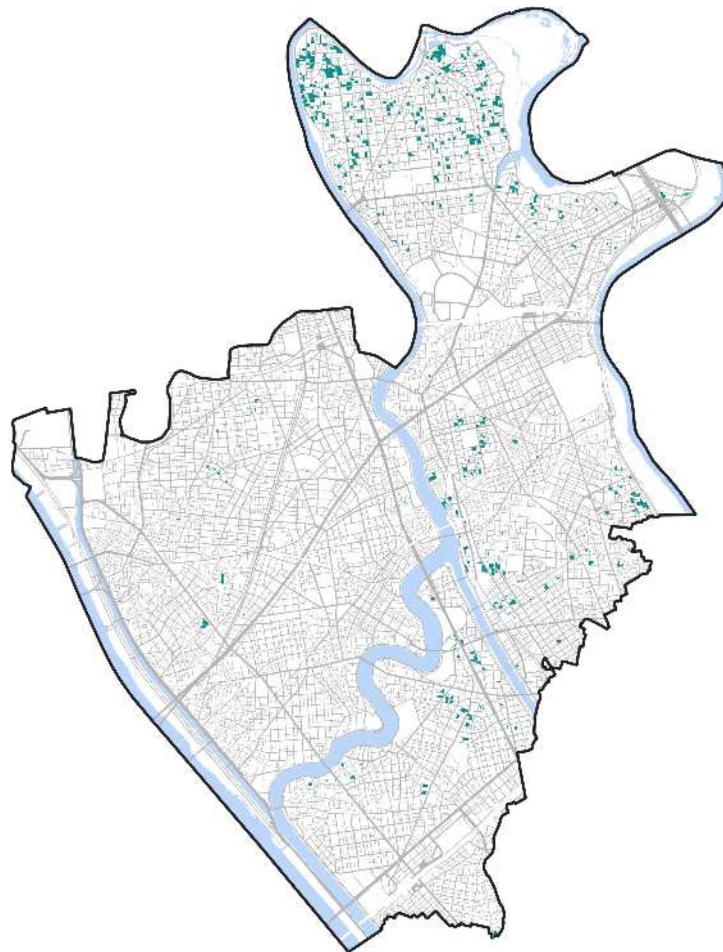
出典：葛飾区環境課資料を基に作成

(2) 都市農地



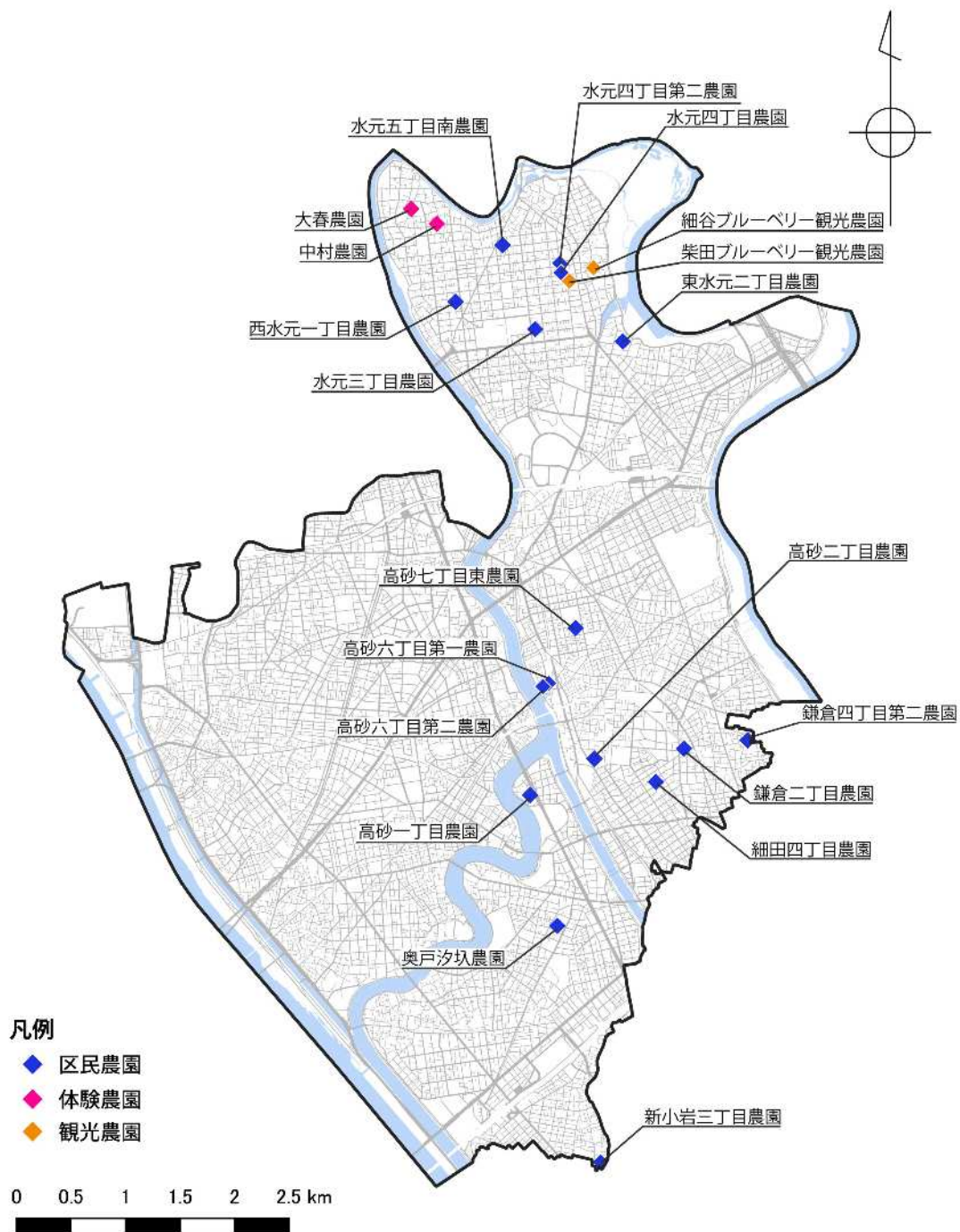
農地面積・農家数の推移

葛飾区 HP、葛飾区産業経済課資料を基に作成



農地の分布

葛飾区の土地利用を基に作成



区民農園・農業体験農園等の分布

出典：区HP 区民農園所在地（令和6年8月30日現在）、農業体験農園一覧を基に作成

(3) 風致地区

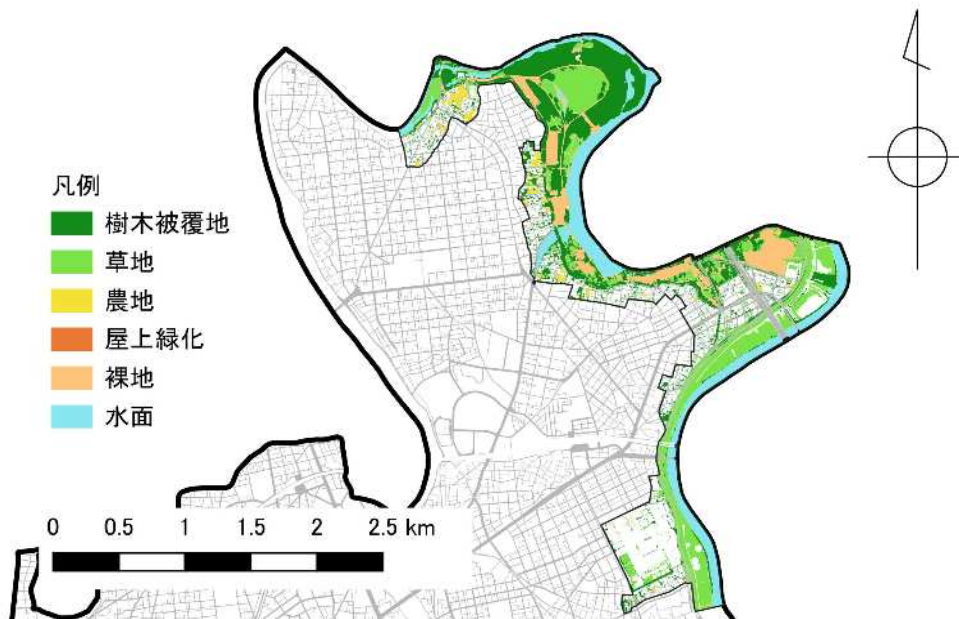
◇「江戸川風致地区」として、水元公園、江戸川及びその周辺の約 323.3ha を風致地区に指定

表 風致地区内の緑被等

項目	風致地区内		水元公園を除いた区域		
	面積 (ha)	内訳 (%)	面積 (ha)	内訳 (%)	
緑被	樹木被覆地	82.04	25.4	31.07	13.7
	草地	68.15	21.1	43.20	19.1
	農地	5.04	1.6	5.04	2.2
	屋上緑化	0.13	0.04	0.13	0.06
	小計	155.35	48.1	79.44	35.1
オープンスペース	裸地	20.18	6.2	2.29	1.0
	水面	51.18	15.8	48.78	21.5
	小計	71.36	22.1	51.07	22.5
合計	226.72	70.1	130.51	57.6	
区域面積	323.30	100.0	226.62	100.0	

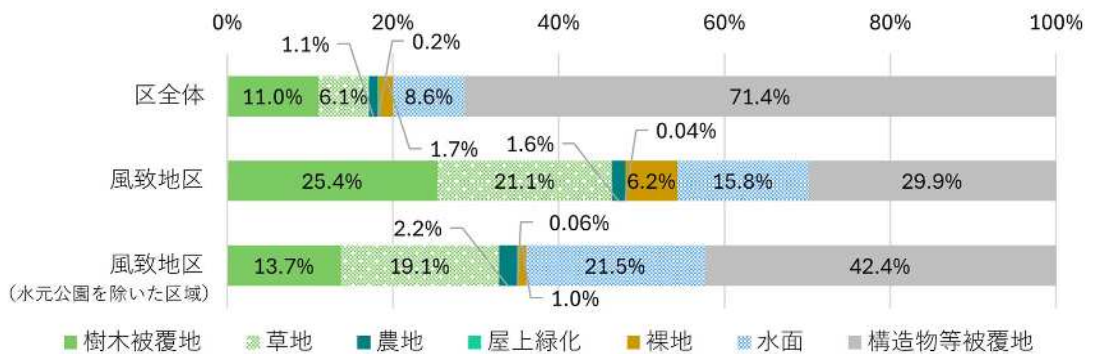
※集計値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書の緑被地データを基に作成



風致地区内の緑被地分布

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



区全体と風致地区内の緑被の比較

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

< 地区内の特徴的な箇所 >

■ 比較的敷地面積の大きい宅地が中心の地点の例

(撮影位置① 東水元四丁目)



(撮影位置② 東水元六丁目)



■ 塀で囲まれた住宅が多い地点の例

(撮影位置③ 東金町六丁目)



■ 敷地面積の小さい分譲住宅の例

(撮影位置④ 東金町七丁目)



■ 緑・オープンスペースの確保により、ゆとりの感じられる分譲宅地の例

(撮影位置⑤ 柴又七丁目)



(撮影位置⑥ 東水元二丁目)

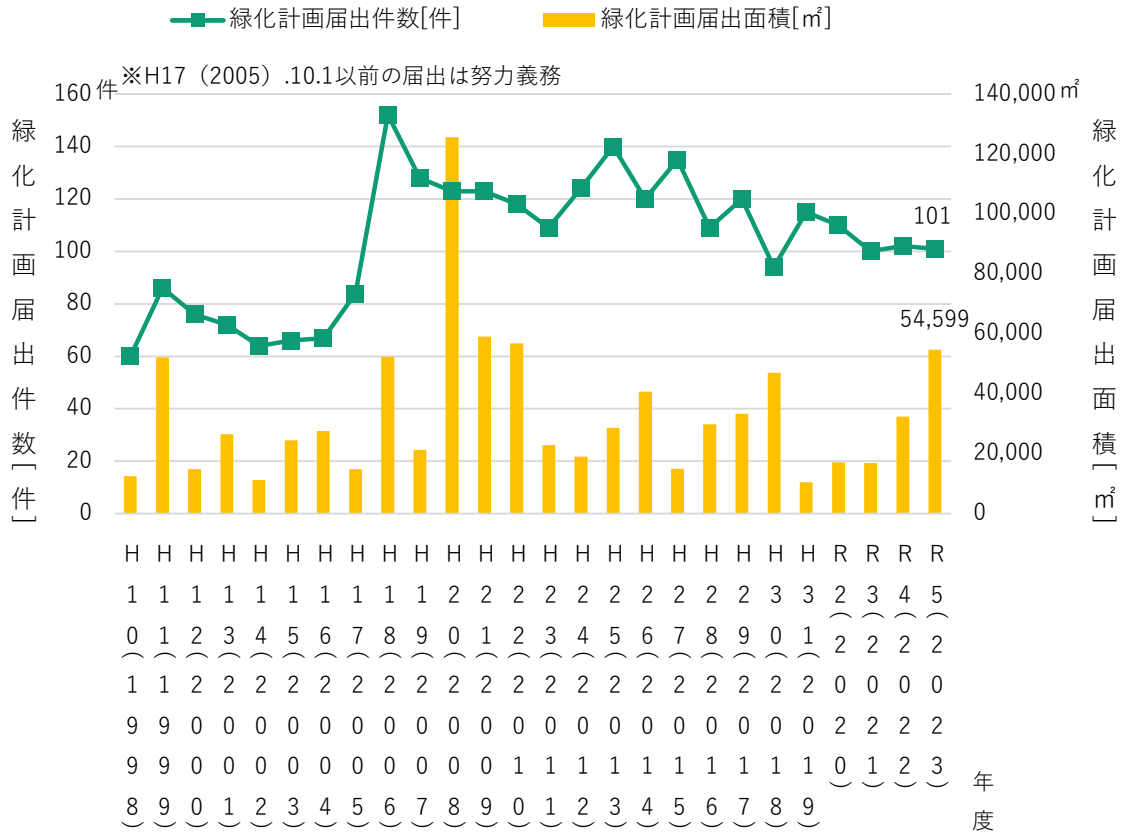




各写真の撮影位置

3 - 6 緑化

(1) 緑化計画



緑化計画の届出件数、面積の推移

葛飾区環境課資料を基に作成

3 - 7 水辺の保全と活用

(1) 水辺の保全

① 自然保護区域（2 か所）

《大場川中州自然保護区域》

- ・ヨシ・オギ・ガマ等を主とした河川敷本来の植生が繁茂した自然植生群落が形成された保護区域。
- ・野鳥の採餌、休息、越冬の場所や営巣地として貴重な役割を果たしており、カワセミ、アベハゼ等の東京都レッドリストの記載種を確認



大場川中州

出典：葛飾区資料

《水元さくら堤自然保護区域》

- ・古くから自生する野草の保全を目的とした保護区域。
- ・過去に桜土手の改修工事の影響で野草などの自生地が消滅しそうになった際、区民からの保護要請をきっかけとして昔のまま保全することが決まり、以降区で保護事業を実施
- ・自然環境の回復とともに野草の数も徐々に増え、関東地方では珍しいフジバカマの自生地として、江戸時代に築かれた桜土手の面影を残す、文化的にも貴重な場所。



水元さくら堤に
自生するフジバカマ

出典：葛飾区資料

②自然再生区域（6か所）

≪古隅田川自然再生区域≫

- ・古隅田川は、多くの水生植物が確認され、都市の中を流れる川としては水質が良いことなどを指摘する手紙が区に寄せられたことをきっかけに、コンクリートで周りを固めた親水水路にする計画から自然環境を取り込んだ計画へと変更し、整備。



古隅田川

出典：葛飾区資料

≪曳舟川自然再生区域≫（3地区）

- ・曳舟川は、四つ木地区、亀有・白鳥・お花茶屋地区、宝町・四つ木五丁目地区の順に3期にわたって指定をした自然再生区域。
- ・水田や土で築いた小川や現地の自然に適した植物を植え、かつて生息していた動植物が生息できるよう整備。



四つ木めだかの小道

出典：葛飾区資料

≪葛飾あらかわ水辺公園自然再生区域≫

- ・葛飾あらかわ水辺公園は「生きものとふれあえる公園」をテーマに、荒川河川敷に大規模なワンドと、広大な池と水路を設け、水辺の植物や小動物が生息できる環境を創出し、荒川に自生する貴重な植物を保全し、自然生態系の観察や環境学習の場として活用できるよう整備。



葛飾あらかわ水辺公園

出典：葛飾区資料

≪西水元水辺の公園自然再生区域≫

- ・西水元水辺の公園は、中川の自然景観や地理的特性を活かし、「水辺にふれあう中川の新名所づくり」をテーマに、世代間の交流が図れ、楽しむことのできる西水元地区の基幹公園として、国土交通省による親水性護岸整備に合わせて区が整備。

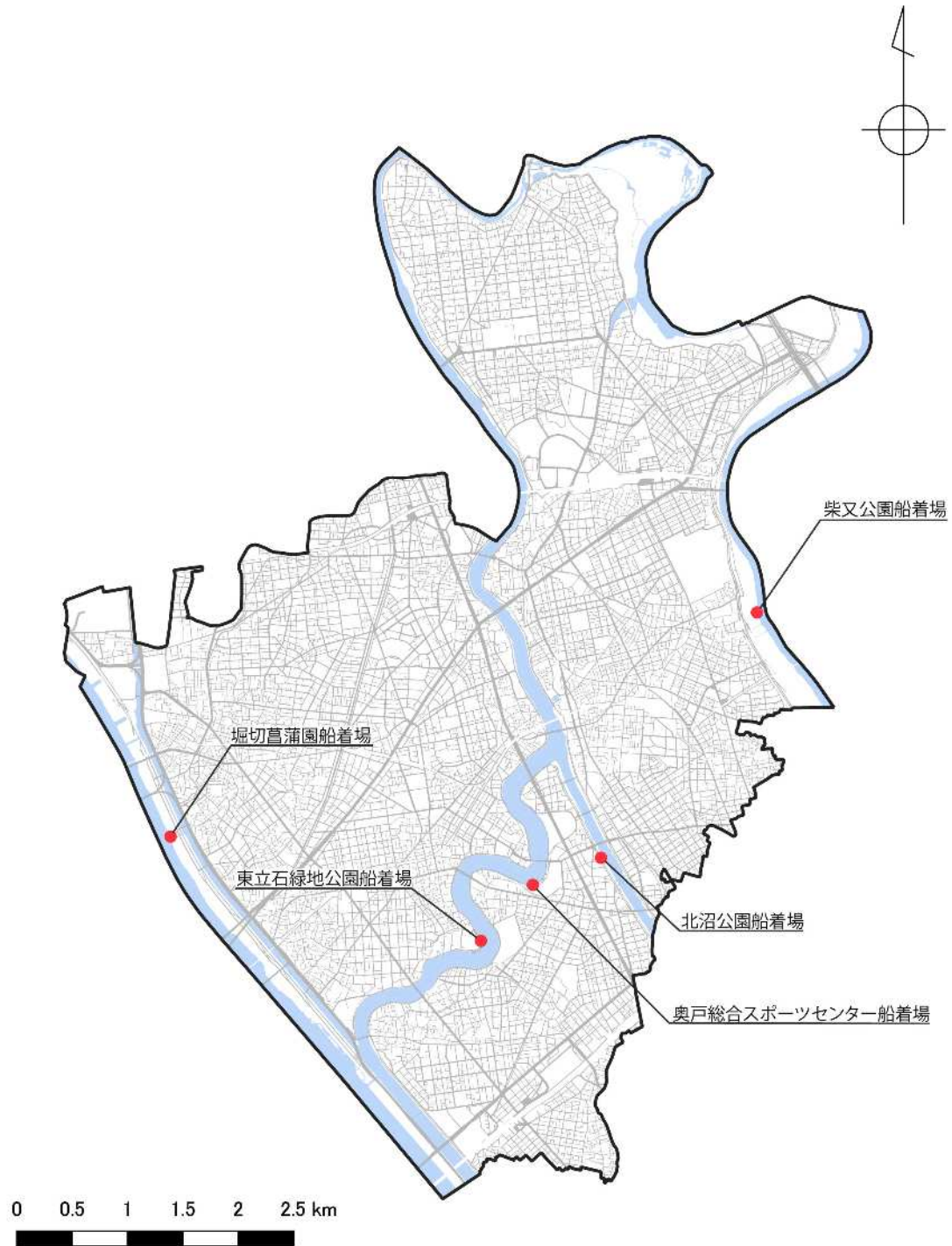


西水元水辺の公園

出典：葛飾区資料

(2) 水辺の活用

① 船着場



船着場の位置

平常時は、舟運や観光を目的とした水上バスや屋形船などの発着場として、災害時は、被災直後の傷病人の医療機関への搬送などの緊急経路、応急対策期の水・食料や医療物資等の物資輸送経路、復旧期の帰宅困難者の帰宅支援等の移動経路としての役割を担う

②葛飾中川かわまちづくりの主な施策

表 主な施策

	ハード施策	ソフト施策
国土交通省	・水辺の散策路となる管理用通路（テラス）、坂路、階段等の河川管理施設の整備	・「都市・地域再生等利用区域※」の指定を支援
葛飾区	・賑わい拠点でのデッキ整備 ・ベンチ、照明、案内板、船着場の設置 ・河川空間までの動線整備等	・シェアサイクルの推進 ・キャラクターの活用等
葛飾区、中川かわまちづくり協議会（地域住民及び民間事業者）		・産官学・官民連携によるまちづくり ・イベントの河川空間への誘導・実施 ・防災訓練 ・キッチンカーやオープンカフェの営業 ・舟運事業、水上イベント等の実施、 ・河川環境美化（花いっぱい運動、クリーン作戦など）の活動等

※都市・地域再生等利用区域

一般的に、河川の占有は公共性の高い利用に限られているが、市町村等の要望を受け、河川管理者が河川敷地を「都市・地域再生等利用区域」に指定することで、民間事業者がイベントやオープンカフェ、キャンプ場などの営利活動を常時行うことが可能となる。

出典：葛飾区 HP 葛飾中川かわまちづくり計画について

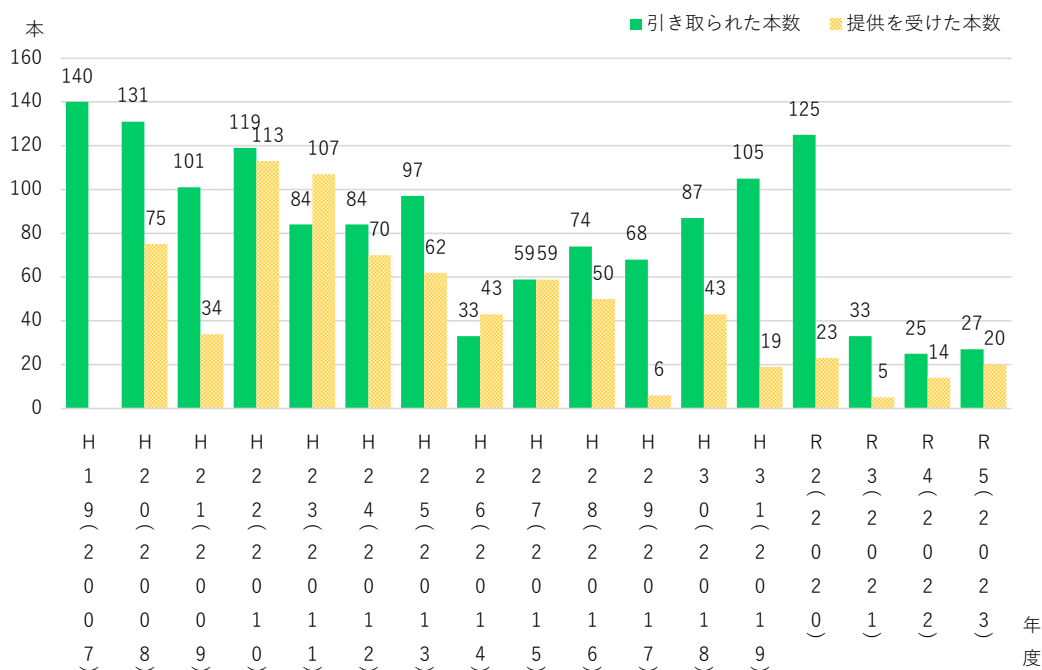
3 - 8 区民の活動

(1) 花いっぱいのもちづくり活動の活動場所



出典：花いっぱいのもちづくりリーフレット

(2) グリーンバンク登録制度



グリーンバンク（緑の銀行）の引き取り本数・提供本数

葛飾区環境課資料を基に作成

(3) 公園等の自主管理

- ◇区と協定を結び、地域で公園・児童遊園の清掃や除草などの作業をするとともに園内の利用者を見守る制度。
- ◇令和6（2024）年4月1日現在、約60の公園等で実施。

第59版

葛 飾 区 の 現 況

令和6年度版

葛 飾 区

[1] 面積、人口

*平成25年4月1日以降の人口統計については外国人住民を含む
(平成24年7月9日住民基本台帳法改正による)

1 面積・世帯・人口

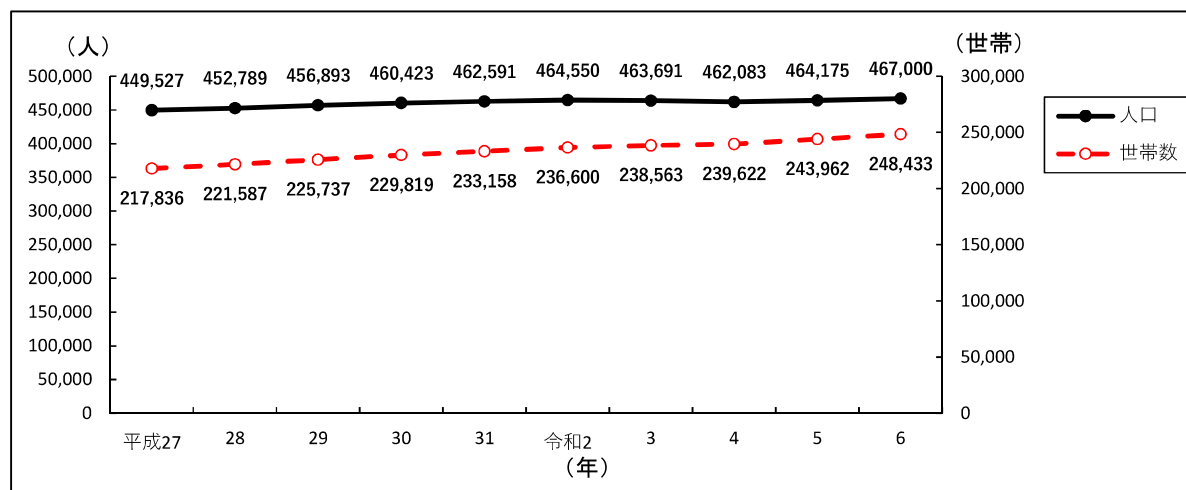
(令和6年1月1日現在)

面積 (km ²)	世帯数	人口 (人)			人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女	
34.80	248,433	467,000	232,534	234,466	13,419.54

注：令和6年4月1日現在の世帯数は250,111世帯、人口は467,922人 (戸籍住民課)

2 人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)



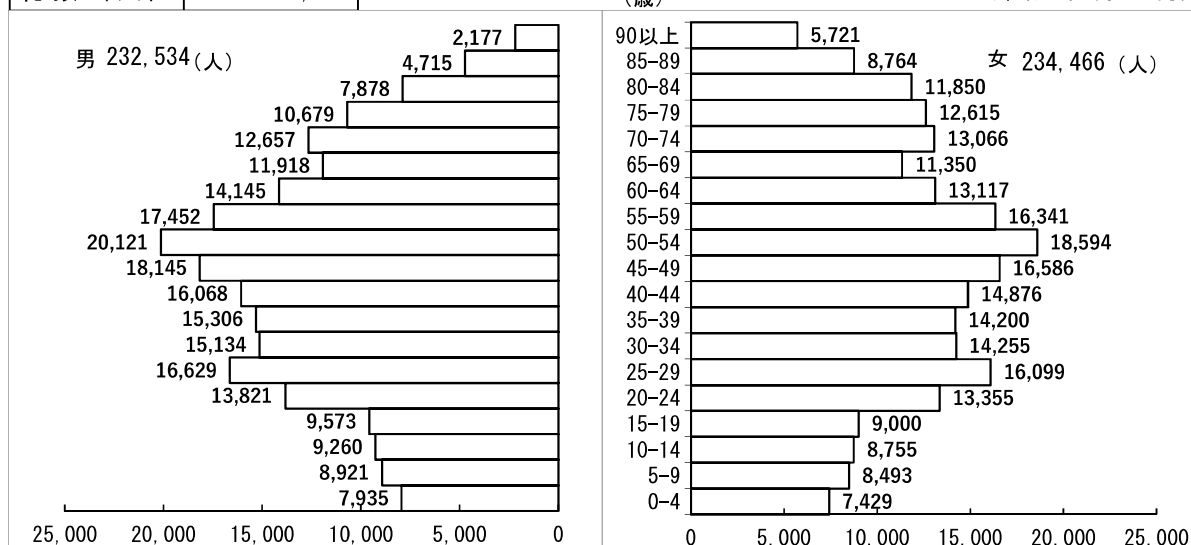
(戸籍住民課)

3 年齢別人口構成

総数 (人) 467,000

(歳)

(令和6年1月1日現在)



(戸籍住民課)

5 乳幼児人口の推移

(単位：人、%)

(各年1月1日現在)

年	総人口	乳幼児人口		内 訳					
		総数	総人口に占める割合	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和2年	464,550	21,516	4.6	3,266	3,558	3,644	3,672	3,686	3,690
3	463,691	20,780	4.5	3,222	3,275	3,472	3,546	3,619	3,646
4	462,083	19,955	4.3	2,982	3,259	3,260	3,401	3,494	3,559
5	464,175	19,348	4.2	2,992	3,066	3,234	3,242	3,381	3,433
6	467,000	18,727	4.0	2,759	3,111	3,063	3,177	3,254	3,363

注：外国人住民を含む。

(戸籍住民課)

6 年齢三層区分人口の推移

(単位：人、%)

(各年1月1日現在)

年	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)	
	総数	総人口に占める割合	総数	総人口に占める割合	総数	総人口に占める割合
令和2年	53,743	11.6	297,033	63.9	113,774	24.5
3	53,146	11.5	296,328	63.9	114,217	24.6
4	52,339	11.3	295,692	64.0	114,052	24.7
5	51,416	11.1	299,068	64.4	113,691	24.5
6	50,793	10.9	302,817	64.8	113,390	24.3

注：外国人住民を含む。

(戸籍住民課)

7 外国人住民

(1) 外国人住民人口の推移

(単位：人)

(各年4月1日現在)

年	総数	男	女
令和2年	23,051	11,184	11,867
3	22,186	10,800	11,386
4	21,669	10,421	11,248
5	24,383	11,847	12,536
6	27,129	13,438	13,691

(戸籍住民課)

(2) 国籍別外国人住民数

(単位：人)

(令和6年4月1日現在)

国籍	総数	男	女
総数	27,129	13,438	13,691
中国	12,765	6,291	6,474
朝鮮と韓国	3,234	1,591	1,643
ベトナム	1,973	1,012	961
フィリピン	1,863	499	1,364
ネパール	1,387	719	668
バングラデシュ	1,094	687	407
ミャンマー	770	354	416
台湾	544	173	371
インドネシア	471	325	146
モンゴル	372	193	179
その他	2,656	1,594	1,062

(戸籍住民課)

(4) 防災活動拠点

(単位：㎡)

(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	面 積	整 備 年 度
堀切二丁目公園	堀切2-44-10	1,028	H10
わかば公園	東金町5-23-6	2,606	H10
青戸平和公園	青戸4-23-1	19,531	H10, H20
細田公園	細田4-23-17	1,016	H11
水元スポーツセンター公園	水元1-23-1	56,632	H11, H29
四つ木四丁目公園	四つ木4-24-11	2,594	H11
高砂北公園	高砂4-3-1	16,295	H12
水元飯塚公園	西水元1-12-3	1,705	H12
高砂七丁目公園	高砂7-8-13	2,320	H13
金町末広公園	金町5-10-9	1,075	H13
小谷野しょうぶ児童遊園	堀切4-60-12	747	H13
金町ときわ公園	金町1-23-7	988	H14
青葉公園	堀切7-16-6	1,546	H15
南綾瀬中央公園	堀切7-8-7	1,362	H16
奥戸二丁目公園	奥戸2-31-10	1,823	H16
西新小岩公園	西新小岩3-26-6	3,375	H16
上千葉公園	東堀切3-25-1	9,075	H17
い い づ か 公 園	南水元1-21-3 南水元1-20-8	3,117	H17
本 田 公 園	立石3-4-13	794	H18
東 四 つ 木 公 園	東四つ木4-41-11	1,629	H18
澁 江 公 園	東立石3-3-1	16,421	H18
にいじゅくフレイハーク	新宿5-21-10	3,095	H18
本 田 第 二 公 園	立石2-23-14	990	H19
東 立 石 緑 地 公 園	東立石4-6-10	29,904	H19
ま ん だ ら 公 園	鎌倉1-30-11	2,224	H20
白 鳥 南 公 園	白鳥2-20-9	1,570	H21
亀 有 中 川 堤 公 園	亀有2-71-7	1,811	H22
四 つ 木 つ ば さ 公 園	四つ木1-22-3	934	H24
中 道 公 園	西亀有1-3-1	7,477	H24
亀 有 公 園	亀有5-36-1	2,547	H25
木 根 川 中 央 公 園	東四つ木3-47-1	2,750	H27
西新小岩五丁目公園	西新小岩5-2-4 西新小岩5-7-7	3,931	H27
青戸六丁目さくら公園	青戸6-41-8	2,244	H29
奥戸四丁目落公園	奥戸4-14-19	1,342	H30
青戸七丁目共和公園	青戸7-32-1	2,623	H30
東新小岩二丁目かがやき公園	東新小岩2-15-1	7,077	H30
奥戸一丁目鬼塚公園	奥戸1-28-1	1,828	R2
白 ゆ り 公 園	水元5-5-20	3,602	R5
四つ木二丁目わんぱく公園	四つ木2-14-6	1,420	R5

注1：い い づ か 公 園の防災設備は、南水元1-20-8い い づ か 集い交流館に設置してある。

注2：本田公園、本田第二公園は、二つで一つの防災活動拠点とする。

注3：青戸六丁目さくら公園、青戸七丁目共和公園は、二つで一つの防災活動拠点とする。

(危機管理課)

4 交通

(1) 道路 (橋を含む) (令和6年4月1日現在)

区分	種別	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
総	数	1,034,784	6,553,261	
特別区道	総数	690,213	4,504,130	舗装率 99.99%
	剛質舗装道	481	4,941	
	中級舗装道	689,609	4,497,614	
	簡易舗装道	-	1,332	
	砂利道	123	243	
認定外道路		22,340	67,646	道路率 (調整課・ 道路管理課・住環境整備課) 16.04%
区有通路		17,148	63,622	
私道		252,961	904,064	
都道	剛質舗装その他	44,042	787,083	
国道	剛質舗装	8,080	226,716	

注1：国道、都道の延長・面積は、東京都道路現況調査令和5年度版(建設局道路管理部刊)を引用。

注2：認定外道路・私道は道路率に含まれない。

(2) 橋梁 (令和6年4月1日現在)

区分	種別	橋数	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
総	数	60 (20)	8,650	107,733	
特別区道	総数	24 (2)	2,133	18,141	(調整課・ 道路管理課)
	鋼橋	9 (2)	1,658	13,637	
	コンクリート橋	15 (-)	475	4,504	
都道	鋼橋その他	16 (10)	4,287	59,947	
国道	鋼橋その他	20 (8)	2,230	29,645	

注：() 内は歩道橋で外数。

(3) 交通安全施設 (令和6年4月1日現在)

区分	道路反射鏡 (か所)	歩行者用 防護柵 (m)	標識 (本)		街路灯 (基)		
			道路	通学路	総数	街路	橋梁
総数	3,473	187,071	1,471	1,365	29,900	29,235	665
特別区道	3,322	131,037	809	1,365	26,254	26,141	113
都道	148	49,504	440	-	3,191	2,713	478
国道	3	6,530	222	-	455	381	74

(調整課・道路補修課)

(4) 街路樹

(単位：本) (令和6年4月1日現在)

区分	本数
総数	16,765
特別区道	9,105
都道	7,081
国道	579

(調整課・道路補修課)

(5) 公衆便所

(単位：㎡) (令和6年4月1日現在)

公衆便所名	所在地	建築延面積
新小岩駅前	新小岩1-47-2	34.28
亀有駅北口	亀有5-34-1	41.59
金町駅北口	東金町1-22-1	16.92
金町駅南口	金町6-4-1	43.77
水元	東水元2-41地先	12.00
柴又	柴又7-7-11	41.08
四つ木四丁目	四つ木4-12-20地先	31.21
立石五丁目	立石5-13-1	26.35
新小岩東北	東新小岩1-18先	31.52
新小岩駅北口	新小岩1-45	26.40

注：新小岩東北は、自転車駐車場建物内にあるため、面積は床面積を記載。(道路補修課)

(10) 主なコミュニティ道路・緑道

(令和6年4月1日現在)

施設名称		設置場所	延長(m)	設置年度
コミュニティ道路	水元さくら堤	水元公園8番地先～東金町五丁目52番先	3,300	S57～60
	立石さくら通り	立石四丁目28番先～立石六丁目6番先	650	S57～H2
	亀有さくら通り	白鳥三丁目32番先～亀有二丁目8番先	880	S59～61
	かわばた・東四つ木コミュニティ通り	東立石三丁目25番先～東四つ木一丁目7番先	1,240	S61～H元
	ときわ <small>はな</small> こ <small>う</small> じ <small>ろ</small>	金町二丁目1番先～29番先	880	S62・63
	く <small>ほん</small> し <small>じ</small> り	堀切五丁目43番先～堀切六丁目22番先	300	S62・63
	*お花茶屋コミュニティ通り	お花茶屋一丁目21番先～11番先	260	S62・63
	ひ <small>き</small> ふ <small>ね</small> が <small>わ</small>	亀有四丁目37番先～亀有五丁目24番先	700	S63～H元
	シンフォニー通り	立石六丁目37番先～立石七丁目14番先	450	S62～H4
	水元 <small>うちだめ</small> 溜水辺のみち	東水元三丁目1番先～東水元二丁目41番先	440	S63～H元
	堀切四季のみち	堀切一丁目7番先～堀切三丁目35番先	1,100	S63～H元
	ひ <small>が</small> し <small>よう</small> す <small>い</small>	高砂二丁目19番先～細田一丁目8番先	1,520	H元～5
	*青戸八丁目コミュニティ通り	青戸八丁目5番先～10番先	320	H2
	亀有やわらぎの道	西亀有四丁目19番先～亀有四丁目39番先	480	H2・3
	*堀切二丁目コミュニティ道路	堀切三丁目7番先～堀切二丁目16番先	670	H3・4
	なん <small>しお</small>	奥戸一丁目1番先～東新小岩八丁目31番先	690	H3・4
	*新小岩四丁目コミュニティ道路	東新小岩二丁目28番先～新小岩四丁目42番先	510	H5・6
	*奥戸 <small>なか</small> 井 <small>ほり</small> 堀通り	奥戸六丁目11番先～1番先	600	H6・7
	*東金町六丁目コミュニティ道路	東金町六丁目17番先～11番先	310	H8・9
金町三丁目コミュニティ道路	金町三丁目25番先～32番先	399	H13	
緑道	青葉ふれあい通り	堀切七丁目15番先～堀切八丁目18番先	470	S57・58
	つくし通り	亀有一丁目26番先～28番先	170	S61
	さくらみち	柴又一丁目1番先～江戸川区北小岩八丁目4番先	1,100	H2～4
	*にし <small>ほり</small> 井 <small>ほり</small> 堀緑道	東新小岩六丁目21番先～奥戸五丁目7番先	1,285	H3～5
	こあゆの小路	水元公園3番先～東水元二丁目40番先	150	H4・5
	小岩用水緑道 (完成延長・鎌倉かなえ通りを含む)	金町一丁目7番先～江戸川区西小岩四丁目8番先	2,470	H4～11
	小岩用水緑道	新宿一丁目8番先～新宿三丁目29番先	710	H13・16・17
	ふる <small>す</small> み <small>だ</small> が <small>わ</small>	小菅三丁目3番先～亀有三丁目48番先	3,007	H5～30
	*柴又五丁目緑道	柴又五丁目7番先～36番先	350	H5・6
	*金町三丁目緑道	金町三丁目1番先～金町浄水場3番先	620	H7～9
	四つ木めだかの小道	四つ木二丁目2番先～四つ木一丁目25番先	255	H8・9
	こ <small>う</small> だ	西水元一丁目1番先～西水元三丁目30番先	1,428	H10～13
	*青戸地区桜づつみ	青戸六丁目40番先～青戸七丁目32番先	490	H19
	きね川さくら通り	東四つ木一丁目5番先～東四つ木二丁目1番先	340	-

注：*は、正式名称ではない。

(道路補修課)

(2) 施設一覧

ア 区立公園

区立公園面積総数=925,828.98 (単位: m²)

(令和6年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	開設年月日	公園面積
1	金町公園	柴又3-24-1	S25.10.1	7,546.36
2	亀有公園	亀有5-36-1	S25.10.1	2,547.14
3	上千葉公園	東堀切3-25-1	S25.10.1	9,075.53
4	青戸平和公園	青戸4-23-1	S25.10.1	19,531.43
5	渋江公園	東立石3-3-1	S27.4.1	16,421.72
6	新宿公園	高砂6-9-2	S28.4.1	1,146.49
7	お花茶屋公園	お花茶屋1-22-1	S30.3.1	6,283.45
8	堀切公園	堀切1-27-10	S33.5.26	853.16
9	砂原第一公園	西亀有4-15-8	S35.10.15	1,648.07
10	砂原第二公園	西亀有3-11-1	S35.10.15	2,538.87
11	白鳥公園	白鳥2-18-18	S36.5.6	1,689.26
12	袋橋公園	小菅4-15-1	S37.12.25	2,344.62
13	白鷺公園	小菅4-2-25	S39.10.5	2,124.41
14	藤塚東公園	西亀有3-16-1	S41.4.1	1,991.15
15	藤塚西公園	西亀有3-3-8	S41.4.1	3,065.17
16	中道公園	西亀有1-3-1	S41.4.1	7,477.43
17	高砂南公園	高砂4-1-7	S42.2.24	3,495.11
18	高砂北公園	高砂4-3-1	S42.2.24	16,295.78
19	上千葉砂原公園	西亀有1-27-1、西亀有1-18-8	S43.4.1	20,982.03
20	稲荷公園	西亀有3-29-1	S43.4.1	1,327.70
21	上入公園	奥戸7-13-1	S43.10.12	3,086.76
22	南奥戸公園	奥戸5-14-1	S43.10.12	2,943.90
23	北沼公園	奥戸8-17-1	S43.12.6	14,532.47
24	新宿交通公園	新宿3-23-19	S44.7.17	11,530.43
25	四つ木公園	四つ木1-16-24	S45.4.1	4,912.70
26	青葉公園	堀切7-16-6	S46.4.1	1,546.18
27	篠原公園	四つ木4-13-3	S46.4.1	2,084.94
28	新中川通水記念公園	高砂1-27-1	S47.4.1	1,285.51
29	諏訪野公園	高砂1-7-12	S47.12.8	1,524.00
30	会野公園	奥戸6-6-15	S48.4.2	1,000.02
31	西青戸公園	青戸8-16-8	S48.6.30	2,465.41
32	白鳥北公園	白鳥3-32-5	S48.6.30	2,162.71
33	三和公園	細田2-4-1	S48.6.30	3,943.02
34	前津公園	亀有2-51-8	S48.6.30	1,193.62
35	宝町公園	宝町2-8-2	S48.6.30	2,006.76
36	本田公園	立石3-4-13	S48.6.30	793.56
37	白鳥南公園	白鳥2-20-9	S49.3.16	1,570.55
38	上平井公園	西新小岩4-21-10	S50.4.1	2,640.92
39	堀切菖蒲園	堀切2-19-1	S50.4.1	8,747.87
40	梅本公園	立石2-29-1	S52.4.7	1,155.18
41	中川左岸緑道公園	高砂1-26地先から西新小岩5-1地先まで	S52.4.7	34,555.15
42	南奥戸第二公園	奥戸5-15-3	S52.7.1	3,435.25
43	中川右岸緑道公園	青戸2-20地先から東四つ木1-1地先まで	S53.3.24	26,078.30
44	上小松公園	東新小岩3-12-4	S53.6.20	1,186.43
45	水元スポーツセンター公園	水元1-23-1	S53.6.20	56,632.44
46	住吉公園	高砂7-18-13	S54.4.1	997.37
47	矢付公園	柴又1-38-8	S54.7.16	811.25
48	砂原第三公園	亀有4-12-5	S55.4.1	1,815.50
49	堀切東公園	堀切3-31-18	S55.7.15	940.27
50	小菅三丁目公園	小菅3-6-21	S56.6.30	1,600.00
51	松南公園	新小岩3-27-2	S56.10.1	922.00
52	西亀有せせらぎ公園	西亀有1-10-1地先	S56.10.1	8,500.00
53	東水元公園	東水元2-8-6	S57.4.1	3,128.75
54	上新記念公園	東水元5-11-1	S57.4.1	1,007.39
55	上千葉南公園	お花茶屋3-1-3	S57.4.1	1,188.02

(次ページへ続く)

(公園課)

ア 区立公園(続き)

(単位: m²)

(令和6年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	開設年月日	公園面積
56	東水元みどり公園	東水元1-7-19	S57.10.5	2,005.00
57	東新小岩二丁目公園	東新小岩2-10-1	S58.4.1	1,417.78
58	小松川境川親水公園	新小岩4-28地先から新小岩3-28地先まで	S58.4.1	3,554.63
59	熊野公園	東水元5-40-7	S58.10.15	1,859.95
60	東四つ木公園	東四つ木4-41-11	S59.3.31	1,629.52
61	奥戸南汐公園	奥戸1-12-2	S59.3.31	1,675.00
62	塚妻公園	東水元5-27-8	S59.10.9	4,081.14
63	西水元宮田公園	西水元5-3-11	S59.10.9	2,530.30
64	新小岩公園	西新小岩1-1-3	S60.3.30	47,484.68
65	洪江東公園	東四つ木2-15-1	S60.3.30	1,989.19
66	高砂やちよ公園	高砂7-3-25	S60.3.30	1,025.68
67	柳田公園	お花茶屋3-16-6	S60.3.30	1,066.13
68	奥戸スポーツセンター公園	奥戸7-17-1	S60.7.1	48,503.00
69	かわばた公園	東立石2-9-1	S61.4.1	2,308.34
70	奥戸しらさぎ公園	奥戸3-20-6	S61.4.1	870.78
71	白鳥東公園	白鳥4-5-19	S61.4.1	821.06
72	立石五丁目公園	立石5-10-9	S61.6.20	1,667.41
73	小菅めぐみ公園	小菅3-9-9	S62.3.20	1,640.46
74	亀有二丁目公園	亀有2-2-7	S62.3.20	1,225.00
75	立石七丁目公園	立石7-12-4	S62.7.7	1,250.67
76	荒川小菅緑地公園	小菅1-2-1地先	S62.7.7	21,300.40
77	葛西城址公園	青戸7-28-17	S63.4.1	1,795.98
78	みよし公園	南水元1-17-23	S63.10.1	1,730.06
79	御殿山公園	青戸7-21-7	H元.3.11	2,500.11
80	西亀有なかよし公園	西亀有2-14-3	H元.4.1	1,545.70
81	白鳥わかば公園	白鳥3-24-1	H元.6.27	1,050.00
82	東金町四丁目平成公園	東金町4-35-1	H元.6.27	1,680.00
83	鎌倉公園	鎌倉3-16-5、3-21-1、3-22-1	H元.11.30	10,894.54
84	西井堀公園	奥戸4-4-19	H2.5.8	1,800.01
85	奥戸東公園	奥戸4-8-6	H2.5.8	600.02
86	曳舟川親水公園	亀有4-17地先から亀有4-1地先まで、 白鳥3-32地先から白鳥2-1地先まで、 白鳥2-1-1、 四つ木5-25地先から四つ木4-25地先まで	H2.5.28	31,520.57
87	柴又公園	柴又7-19-32、柴又6-22-19 柴又6-23-15先から柴又7-19-14先まで	H3.4.1	52,182.18
88	木根川中央公園	東四つ木3-47-1	H3.4.1	2,750.12
89	こあい公園	東金町2-11-11	H4.4.1	1,112.80
90	西水元つばき公園	西水元2-21-10	H5.4.1	917.04
91	すなおし公園	南水元4-15-11	H5.4.1	1,183.20
92	西井堀せせらぎパーク	東新小岩5-21地先から 東新小岩5-1地先まで	H6.10.15	3,971.64
93	奥四あおぞら公園	奥戸4-20-4	H6.11.18	613.37
94	はら公園	東立石4-31-1	H7.3.11	1,003.09
95	外谷汐入庭園	西新小岩3-42-3	H7.11.1	1,027.86
96	南水元中の橋公園	南水元4-13-23	H8.2.16	859.18
97	小菅万葉公園	小菅1-35-16	H8.4.1	1,050.48
98	いりや公園	水元4-4-1	H9.3.28	949.15
99	にいじゅくプレイパーク	新宿5-21-10	H9.4.1	3,095.87
100	わかば公園	東金町5-23-6	H9.10.13	2,606.33
101	いづか公園	南水元1-21-3	H10.4.1	3,117.07
102	堀切二丁目公園	堀切2-44-10	H11.4.1	1,028.21
103	細田公園	細田4-23-17	H11.4.1	1,016.77
104	四つ木四丁目公園	四つ木4-24-11	H12.3.31	2,594.20
105	はらひよこ公園	東立石4-19-7	H12.3.31	406.10

(次ページへ続く)

(公園課)

ア 区立公園 (続き)		(単位: m ²)	(令和6年4月1日現在)	
番号	施設名	所在地	開設年月日	公園面積
106	葛飾あらかわ水辺公園	西新小岩3-35地先から新小岩1-1地先まで	H12.7.1	65,158.42
107	ゆうがお公園	西水元1-9-5	H12.3.31	505.52
108	金町二丁目ときわ公園	金町2-16-4	H12.3.31	783.08
109	いりや南公園	水元1-25-19	H12.3.31	482.46
110	亀有リリオパーク	亀有3-25-1	H12.10.1	2,285.33
111	西水元つばさ公園	西水元4-10-19	H13.3.31	800.17
112	堀切水辺公園	堀切1-12地先から7地先まで	H13.3.31	26,476.72
113	東新小岩七丁目エンゼルパーク	東新小岩7-13-9	H13.3.31	717.84
114	水元飯塚公園	西水元1-12-3	H13.3.31	1,705.79
115	金町末広公園	金町5-10-9	H14.3.31	1,075.16
116	高砂七丁目公園	高砂7-8-13	H14.3.31	2,320.67
117	金町ときわ公園	金町1-23-7	H15.3.31	988.96
118	白鳥四丁目公園	白鳥4-16-4	H15.3.31	1,028.77
119	柴又二丁目公園	柴又2-14-8	H16.3.31	909.89
120	西水元三丁目公園	西水元3-36-23	H16.3.31	1,041.10
121	西水元五丁目公園	西水元5-14-13	H16.3.31	763.89
122	したて公園	東水元3-21-6	H16.3.31	1,261.28
123	西水元猿西公園	西水元3-18-20	H16.3.31	582.81
124	西水元こうだ公園	西水元3-14-7	H16.3.31	1,332.48
125	奥戸二丁目公園	奥戸2-31-10	H17.3.31	1,823.36
126	南綾瀬中央公園	堀切7-8-7	H17.3.31	1,362.75
127	奥戸ローズガーデン	奥戸9-15-16	H17.3.31	2,026.20
128	西新小岩公園	西新小岩3-26-6	H17.3.31	3,375.78
129	南水元けやき公園	南水元3-4-15	H17.3.31	1,592.67
130	浮洲公園	亀有3-49-2	H18.3.31	1,529.91
131	古隅田なかよし公園	亀有3-49-20	H18.3.31	439.03
132	西水元水辺の公園	西水元3-1地先から西水元1-5地先まで	H19.3.31	31,199.14
133	細田三丁目せせらぎ公園	細田3-19-11	H19.12.1	1,019.98
134	東立石緑地公園	東立石4-6-10	H20.3.31	29,904.61
135	本田第二公園	立石2-23-14	H20.3.31	990.80
136	東新小岩一丁目公園	東新小岩1-18-11	H20.11.1	837.67
137	白ゆり公園	水元5-5-20	H21.3.31	3,601.82
138	まんだら公園	鎌倉1-30-11	H21.3.31	2,224.05
139	新宿はなみずき公園	新宿6-8-1	H21.12.1	1,717.75
140	亀有中川堤公園	亀有2-71-7	H23.3.31	1,811.09
141	四つ木つばさ公園	四つ木1-22-3	H25.3.30	934.27
142	葛飾にいじゅくみらい公園	新宿6-3-2、6-3-20	H25.4.1	71,309.44
143	ほりきりん公園	堀切2-38-10	H28.3.1	583.86
144	飯塚平安第一公園	南水元1-3-6	H28.3.1	1,005.69
145	飯塚平安第二公園	南水元2-7-14	H28.3.31	848.09
146	西新小岩五丁目公園	西新小岩5-2-4、5-7-7	H28.3.31	4,577.94
147	西水元つかのこし公園	西水元2-16-5	H30.2.1	1,112.61
148	協栄公園	新宿3-26-1	H30.2.1	2,395.77
149	青戸六丁目さくら公園	青戸6-41-8	H30.4.2	2,244.44
150	奥戸四丁目落公園	奥戸4-14-19	H30.11.1	1,342.79
151	東新小岩二丁目かがやき公園	東新小岩2-15-1	H31.3.31	7,077.56
152	飯塚なかよし公園	西水元1-25-1	H31.3.31	2,030.99
153	青戸七丁目共和公園	青戸7-32-1	H31.4.7	2,623.76
154	奥戸一丁目鬼塚公園	奥戸1-28-1	R3.3.26	1,827.78
155	四つ木二丁目わんぱく公園	四つ木2-14-6	R6.3.23	1,419.76

(公園課)

イ 条例設置公園		条例設置公園面積総数=62,080.16 (単位: m ²)	(令和6年4月1日現在)	
番号	施設名	所在地	開設年月日	公園面積
1	小菅西公園	小菅1-2-1	S58.4.1	22,030.16
2	小菅東スポーツ公園	小菅3-1-1	S63.10.8	37,350.97
3	間栗公園	西新小岩2-1-4	H8.3.25	2,699.03

(公園課)

ウ 児童遊園

児童遊園面積総数＝85,600.85 (単位：㎡)

(令和6年4月1日現在)

	施設名	所在地	公園面積
1	下小松 児童遊園	新小岩2-4-13	282.61
2	柴又八幡神社 児童遊園	柴又3-30-23	1,287.77
3	金蓮院 児童遊園	東金町3-23-13	199.21
4	諏訪 児童遊園	立石8-2-6	332.16
5	白髭神社 児童遊園	四つ木2-18-17	448.56
6	熊野神社 児童遊園	立石8-44-31	396.69
7	堀切 児童遊園	堀切2-25-18	945.10
8	白鷺 児童遊園	東四つ木3-24-10	812.24
9	新宿一丁目 児童遊園	新宿1-2-3	1,213.59
10	金町駅北口 児童遊園	東金町1-28-1	667.74
11	さくら 児童遊園	亀有5-59-8	138.18
12	柴原 児童遊園	金町1-10-5	840.25
13	南奥戸 児童遊園	奥戸2-43-2	292.35
14	青葉 児童遊園	青戸4-20-7	300.04
15	新道口 児童遊園	白鳥4-19-10	1,087.25
16	親和 児童遊園	東堀切1-14-25	866.11
17	桜道 児童遊園	柴又4-5-8	472.27
18	みどり 児童遊園	白鳥1-4-20	1,367.66
19	細田町 児童遊園	細田3-17-18	379.63
20	亀青 児童遊園	亀有2-9-11	310.45
21	小鳩 児童遊園	亀有1-5-2	318.41
22	双葉 児童遊園	東堀切2-28-3	1,018.28
23	立石 児童遊園	立石8-37-17	462.47
24	砂原 児童遊園	亀有4-24-11	966.60
25	大曲り 児童遊園	西亀有2-41-10	803.47
26	町並 児童遊園	新宿5-2-8	687.59
27	若草 児童遊園	亀有2-6-18	438.48
28	原田 児童遊園	東金町2-21-10	618.00
29	西亀有 児童遊園	西亀有2-37-1	464.19
30	こやの 児童遊園	堀切4-50-4	328.90
31	堀切赤門 児童遊園	堀切5-46-4	462.82
32	東金町 児童遊園	東金町1-33-20	188.56
33	大池 児童遊園	新宿2-15-9	315.03
34	細田四丁目 児童遊園	細田4-15-11	499.15
35	柴又第一 児童遊園	柴又7-17-1	432.54
36	堀切橋 児童遊園	堀切4-26-1	357.14
37	東立石 児童遊園	東立石4-45-5	413.41
38	しらゆき 児童遊園	新宿4-25-2	656.90
39	梅田 児童遊園	立石4-31-11	249.53
40	ひばりが丘 児童遊園	柴又5-29-20	330.72
41	古谷野 児童遊園	西新小岩5-3-15	421.74
42	新宿四丁目 児童遊園	新宿4-23-1	375.67
43	堀切七丁目 児童遊園	堀切7-30-7	537.51
44	堀切東 児童遊園	堀切1-39-14	634.71
45	青戸南 児童遊園	青戸2-15-2、青戸2-17	851.83
46	堀切四丁目 児童遊園	堀切4-3-11	882.56
47	小菅西 児童遊園	小菅1-8-9	581.49
48	小松橋 児童遊園	新小岩4-37-2	389.87
49	住吉 児童遊園	高砂8-7-7	604.93
50	柴又六丁目 児童遊園	柴又6-26-8	534.87

	施設名	所在地	公園面積
51	須磨 児童遊園	東新小岩8-20-15	1,080.03
52	宝町南 児童遊園	宝町1-18-7	330.60
53	掘八 児童遊園	堀切8-6-13	475.83
54	東金町四丁目 児童遊園	東金町4-38-6	760.00
55	平和橋 児童遊園	西新小岩5-15-1	815.79
56	細田一丁目 児童遊園	細田1-21-9	798.00
57	鎌倉二丁目 児童遊園	鎌倉2-2-8	327.00
58	堀切加波良 児童遊園	堀切6-30-7	503.78
59	奥戸三丁目 児童遊園	奥戸3-26-21	347.81
60	高砂宮前 児童遊園	高砂2-13-13	497.30
61	東金町七丁目 児童遊園	東金町7-2-3	334.73
62	大向 児童遊園	東金町8-17-13	673.22
63	三谷稲荷 児童遊園	東新小岩8-16-10	677.92
64	末広 児童遊園	金町4-22-1	265.13
65	奥戸一丁目 児童遊園	奥戸1-20-11	439.00
66	内野橋 児童遊園	新宿5-22-10	300.00
67	細田東 児童遊園	細田4-39-2	331.57
68	東四つ木諏訪 児童遊園	東四つ木4-24-8	395.14
69	半田 児童遊園	東金町4-28-4	407.05
70	亀田 児童遊園	奥戸6-18-15	520.78
71	高砂南 児童遊園	高砂3-1-35	348.30
72	立石一丁目 児童遊園	立石1-21-6	512.67
73	北野 児童遊園	柴又2-4-6	307.91
74	鎌倉東 児童遊園	鎌倉4-28-18	573.43
75	四つ木五丁目 児童遊園	四つ木5-20-10	396.70
76	堀切中央 児童遊園	堀切2-40-6	326.63
77	きねがわ 児童遊園	東四つ木3-44-15	714.73
78	川端南 児童遊園	東立石1-23-9先	396.56
79	上平井西 児童遊園	西新小岩3-21-10	580.00
80	新小岩二丁目 児童遊園	新小岩2-20-17	178.93
81	堀切南 児童遊園	堀切1-6-30	423.87
82	こえど 児童遊園	金町5-4-8	748.18
83	上千葉香取 児童遊園	堀切8-18-3	750.00
84	東堀切二丁目 児童遊園	東堀切2-20-3	453.24
85	吾妻 児童遊園	西水元4-5-7	752.80
86	東四つ木 児童遊園	東四つ木3-6-11	264.45
87	東金町五丁目 児童遊園	東金町5-30-3	239.74
88	松原 児童遊園	小菅1-27-2	379.16
89	亀有一丁目 児童遊園	亀有1-22-6	678.00
90	木根川東 児童遊園	東四つ木1-4-16	1,379.99
91	あおぞら 児童遊園	亀有1-3-15	886.34
92	青戸七丁目 児童遊園	青戸7-16-8	859.30
93	青戸八丁目 児童遊園	青戸8-27-15	420.00
94	南水元一丁目 児童遊園	南水元1-24-4	1,107.00
95	東金町すみれ 児童遊園	東金町2-7-14	447.56
96	東新小岩四丁目 児童遊園	東新小岩4-4-16	554.85
97	道上 児童遊園	亀有4-31-9	717.98
98	亀有あさひ 児童遊園	亀有2-11-5	590.53
99	しろふね 児童遊園	白鳥3-2-2	273.67

(次ページへ続く)

(公園課)

ウ 児童遊園（続き） （単位：㎡）

	施設名	所在地	公園面積
100	東金町いずみ 児童遊園	東金町5-33-18	462.81
101	こやのひまわり 児童遊園	堀切4-42-6	681.99
102	愛 苑 児童遊園	奥戸9-1-5	186.18
103	しらぎく 児童遊園	白鳥3-29-10	586.45
104	金町わかくさ 児童遊園	金町3-12-8	563.07
105	東四つ木なかよし 児童遊園	東四つ木2-17-3	362.78
106	南水元ふれあい 児童遊園	南水元1-25-7	848.96
107	高砂一丁目 児童遊園	高砂1-20-13	1,118.95
108	新宿五丁目 児童遊園	新宿5-18-5	153.16
109	半田ふじみ 児童遊園	東金町4-30-3	713.63
110	青戸三丁目東 児童遊園	青戸3-22-23先	534.69
111	東水元三丁目 児童遊園	東水元3-12-3	462.73
112	かわばた新田 児童遊園	東四つ木2-4-20	353.46
113	青戸三丁目西 児童遊園	青戸3-10-11先	1,778.43
114	白鳥東さわやか 児童遊園	白鳥3-17-3	561.65
115	白鳥東なかよし 児童遊園	白鳥3-20-8	413.16
116	柴又とまり木 児童遊園	柴又6-10-15	407.40
117	みんなのひろば 児童遊園	鎌倉2-31-1	475.00
118	四つ木三丁目 児童遊園	四つ木3-6-10	332.92
119	西 亀 青 児童遊園	青戸8-11-5	310.00
120	宝 町 西 児童遊園	宝町1-15-8	389.93
121	む つ み 児童遊園	金町4-3-4	207.27
122	柴又四丁目 児童遊園	柴又4-14-6	245.16
123	亀 二 児童遊園	亀有2-42-3	244.00
124	砂 原 中 央 児童遊園	西亀有3-40-1	281.78
125	大 場 川 児童遊園	西水元6-22-4先	1,250.19
126	柴又七丁目 児童遊園	柴又7-11-7	902.54
127	立石かんすけ 児童遊園	立石8-28-2	307.70
128	西亀有四丁目 児童遊園	西亀有4-24-5	280.63
129	八 十 児童遊園	東金町2-9-9	798.58

（令和6年4月1日現在）

	施設名	所在地	公園面積
130	かみこまつ 児童遊園	東新小岩4-3-14	403.05
131	柴 又 北 児童遊園	柴又7-5-4	394.96
132	東金町亀が岡 児童遊園	東金町2-5-8	387.03
133	つ く し 児童遊園	東金町2-31-11	351.20
134	鷹 之 堤 児童遊園	金町4-11-16	694.94
135	小 合 上 町 児童遊園	東水元4-4-7	895.30
136	新 柴 又 児童遊園	柴又5-30-4先	391.70
137	白鳥東にこにこ 児童遊園	白鳥3-7-4	196.61
138	宝 町 一 丁 目 児童遊園	宝町1-4-1	407.17
139	協 栄 い ず み 児童遊園	金町4-12-16	862.38
140	東堀切一丁目 児童遊園	東堀切1-11-10	388.06
141	ほんでんなかよし 児童遊園	立石3-20-2	492.18
142	鎌 倉 北 児童遊園	鎌倉3-28-15	541.96
143	青戸南自然の広場	青戸6-31-4	636.16
144	東新小岩二丁目東 児童遊園	東新小岩2-6-14	400.00
145	東新小岩二丁目西 児童遊園	東新小岩2-1-10	223.40
146	西 井 堀 橋 児童遊園	東新小岩6-21-2	900.23
147	星 の ひ ろ ば 児童遊園	東四つ木4-40-6	319.16
148	中 原 児童遊園	立石6-7-3	524.45
149	し ぶ え 南 児童遊園	東四つ木3-34-15	779.14
150	小谷野しょうぶ 児童遊園	堀切4-60-12	747.39
151	かまくらいなり 児童遊園	鎌倉3-28-4	236.40
152	東立石あおぞら 児童遊園	東立石1-5-7	537.97
153	青戸七丁目東 児童遊園	青戸7-30-7	187.91
154	さ つ き 児童遊園	東堀切2-17-1	560.85
155	青戸六丁目つばさ 児童遊園	青戸6-40	625.03
156	ぜ ん ざ 橋 児童遊園	小菅1-35	455.33
157	み な み 広 場	東四つ木4-15-7	472.97
158	新小岩二丁目小松菜 児童遊園	新小岩2-2-12	362.29

（公園課）

(3) 保存樹木・樹林の指定

(令和6年4月1日現在)

樹木	所有者数(人)	334	
	樹木数(本)	1,175	
樹林	所有者数(人)	24	(環境課)
	箇所数(箇所)	26	
	面積(㎡)	35,490	

*「街路樹」は、4 交通に掲載している。

*「区民農園」は、8 産業に掲載している。

(4) 生垣化 (単位:m)

(各年度末現在)

	総数	昭和58年度～ 平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長	7,920	7,795	25	26	11	63	-

注:総数は、昭和58年度から令和5年度末までの積算。

(環境課)

(5) 水路の埋立て (単位:m)

(各年度末現在)

	総数	昭和48年度～ 平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長	165,632	165,632	-	-	-	-	-

注:総数は、昭和48年度から令和5年度末までの積算。

(道路補修課)

(6) 自然保護区域

(令和6年4月1日現在)

名	称	水元さくら堤自然保護区域	大場川中州自然保護区域
指 定 内 容		フジバカマの自生地	自然植生群落、野鳥、昆虫
指 定 年 月 日		H1.7.1	H4.1.1(区域拡張H8.3.1)
指 定 場 所		水元公園4番先 水元さくら堤	西水元六丁目22番先 大場川河川敷中州
指 定 面 積		約400㎡	約12,200㎡

(環境課)

(7) 河川

(令和6年4月1日現在)

区 分	延長(m)
一級河川	31,170
準用河川	3,600
公開渠	8,809
共暗渠	22,193
溝その他	85,572
渠	
総数	116,574

(公園課・道路管理課)

(8) 自然再生区域

(令和6年4月1日現在)

名	称	古隅田川自然再生区域
指 定 年 月 日		H9.3.31(区域拡張H11.10.15)
指 定 場 所		小菅四丁目20番先から 小菅三丁目4番先まで (古隅田川・元隅田橋から 足立区大六天排水場脇まで)
指 定 面 積		約6,102㎡ 延長約615m

名	称	曳舟川自然再生区域 (宝町・四つ木五丁目地区)
指 定 年 月 日		H13.3.31
指 定 場 所		四つ木五丁目6番先から 四つ木五丁目25番先まで (3区間)
指 定 面 積		約2,284㎡ 延長約196m

名	称	曳舟川自然再生区域 (四つ木地区)
指 定 年 月 日		H9.10.3
指 定 場 所		四つ木二丁目2番先から 四つ木一丁目24番先まで (橋梁除く)
指 定 面 積		約1,000㎡ 延長約200m

名	称	葛飾あらかわ水辺公園 自然再生区域
指 定 年 月 日		H12.3.31
指 定 場 所		西新小岩三丁目35番先から 新小岩一丁目1番先まで 荒川左岸河川敷
指 定 面 積		約66,000㎡ 延長約1,200m

名	称	曳舟川自然再生区域 (亀有・白鳥・お花茶屋地区)
指 定 年 月 日		H11.4.1
指 定 場 所		お花茶屋二丁目21番先から 亀有一丁目27番先まで (5区間)
指 定 面 積		約6,000㎡ 延長約590m

名	称	西水元水辺の公園 自然再生区域
指 定 年 月 日		H19.3.31
指 定 場 所		西水元三丁目1番先から 西水元一丁目5番先まで 西水元水辺の公園内ワンド
指 定 面 積		約3,400㎡ 延長約100m

(環境課)

(5) 中小企業融資あっせん

(各年度末現在)

年 度	あ っ せ ん		貸 付		貸 付 目 標 金 額 (千 円)	貸 付 金 額 / 貸 付 目 標 金 額 (%)
	件 数 (件)	金 額 (千 円)	件 数 (件)	金 額 (千 円)		
令和元年度	1,530	13,130,540	1,257	10,368,400	4,800,000	216.0
2	3,838	28,883,500	3,212	22,924,409	4,800,000	477.6
3	3,659	38,055,960	3,166	29,640,678	4,800,000	617.5
4	2,786	32,392,260	2,408	23,822,370	4,800,000	496.3
5	1,791	20,698,110	1,735	17,996,698	4,800,000	374.9

(産業経済課)

(6) 農家・農地面積

(各年8月1日現在)

年 度	農 家 数	従 事 者 (人)	農 地 面 積 (アール)			1 戸 当 たり 農 地 面 積 (アール)
			総 数	田	畑	
令和元年	168	416	3,583 (5,438)	- (4,400)	3,583 (1,038)	21.3
2	167	408	3,495 (5,472)	- (4,366)	3,495 (1,106)	20.9
3	167	396	3,453 (5,467)	- (4,361)	3,453 (1,106)	20.7
4	163	379	3,410 (5,432)	- (4,341)	3,410 (1,091)	20.9
5	152	361	3,309 (5,439)	- (4,358)	3,309 (1,081)	21.8

注：() 内は外数字で区外農地面積

(産業経済課)

(7) 区民農園

(令和6年4月1日現在)

面 積 (m ²)	18,540
箇 所 数 (箇 所)	16
区 画 数 (区 画)	781
土 地 提 供 者 (人)	15

(環境課)

(8) 生産緑地

(単位：a) (各年度末現在)

年 度	面 積
令和元年度	2,584
2	2,515
3	2,488
4	2,422
5	2,376

(都市計画課)